

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
金沢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
金沢市長

公表日
令和7年9月5日

[令和7年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	介護保険に関する事務			
	<p>介護保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①65才年齢到達や死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定</li> <li>②認定の申請に伴う認定調査、認定審査会による介護度の認定</li> <li>③所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課</li> <li>④保険料の徴収、滞納整理</li> <li>⑤被保険者の介護サービス及び総合事業サービスの利用に関する給付</li> </ul> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)</li> <li>・介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務</li> <li>・介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> <li>・介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務</li> <li>・介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> <li>・介護保険法第一百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。)</li> <li>・介護保険法第一百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務</li> <li>・介護保険法第一百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</li> <li>・介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務</li> </ul> <p>前項第二号、第三号(介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費に係る部分を除く。)、第六号、第七号(同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。)及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。</p> <p>&lt;中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)</li> <li>・番号法に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> <li>・番号法に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</li> </ul> <p>&lt;サービス検索・電子申請機能における事務の内容&gt;</p> <p>サービス検索・電子申請機能から介護保険被保険者証等再交付申請書などの受理を行う。</p>			
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満	

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>&lt;資格・賦課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得／喪失機能 65才年齢到達や死亡・転入・転出による介護保険資格の取得／喪失処理を行う。</li> <li>・資格照会機能 被保険者履歴、異動履歴、証交付履歴の画面照会を行う。</li> <li>・資格変更機能 資格情報の修正等の処理を行う。</li> <li>・保険証関連機能 被保険者証等の出力処理を行う。</li> <li>・賦課処理機能 賦課計算、納入通知書出力、減免情報の入力、徴収方法変更等の処理を行う。</li> <li>・賦課照会機能 賦課額及び期別賦課額等の賦課情報の照会を行う。</li> </ul> <p>&lt;収納&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調定情報管理機能 賦課異動情報を取り込み調定情報を登録・更新する。</li> <li>・収入金管理機能 窓口徴収、特別徴収、金融機関の入金情報を元に消込処理を行う。</li> <li>・口座振替管理機能 口座振替を希望する被保険者の口座から金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う。</li> <li>・収納情報管理機能 納付義務者の収納状況を表示する。</li> <li>・過誤納管理機能 過誤納データを元に過誤納金の充当・還付処理を行う。</li> <li>・督促管理機能 督促状の発行、発行停止等の処理を行う。</li> <li>・返戻・公示機能 住所不明などの返戻情報を入力し、公示送達処理を行う。</li> </ul> <p>&lt;滞納&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納情報照会機能 滞納者の検索及び滞納情報、処分情報を照会する。</li> <li>・滞納情報管理機能 滞納者整理状況、滞納者把握情報を管理する。</li> <li>・催告管理機能 滞納者に対する催告書及び納付書を出力する。</li> <li>・滞納整理情報管理機能 滞納者の整理情報(繰上徴収・納付委託・分割納付・徴収猶予・延滞金減免)を登録・管理する。</li> <li>・滞納処分管理機能 滞納者に対する処分の停止、時効の中止登録・管理を行う。</li> <li>・換価・配当管理機能 公売対象の財産情報、公売対象財産の換価後配当金の計算、滞納金額への充当処理を行う。</li> <li>・不納欠損管理機能 時効予定期、不納欠損者の登録管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;認定&gt;</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 認定審査会システム、福祉保健総合システム、申請管理システム )</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能 ・各業務で管理している主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 ( 中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム )</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)
②システムの機能	<p>①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する</p> <p>②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p>&lt;&lt;本事務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt; ・被保険者及びその世帯員の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、擬制世帯主を含む被保険者の資格情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム )</p>

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。</p> <p>②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。</p> <p>③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。</p> <p>④宛名管理機能 ・納稅者の宛名等を管理する。</p> <p>&lt;&lt;本業務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt; ・被保険者及びその世帯員の所得情報を遅滞無く把握し、被保険者の自己負担割合等の情報を最新化するために課税情報管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 市税滞納管理システム )</p>
システム7	
①システムの名称	認定審査会システム
②システムの機能	<p>①認定情報照会・検索機能</p> <p>②認定情報更新機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 介護保険システム )</p>
システム8	
①システムの名称	金沢市システム(アクセス)
②システムの機能	<p>①給付実績等抽出</p> <p>②給付実績等集計</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム9	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(介護ワンストップサービス)
②システムの機能	<p>①申請や届出手続きの検索 ②オンライン申請</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 申請管理システム )</p>
システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>①シリアル番号紐付け機能  ・既存住基システムからシリアル番号データ、住登者宛名データを受領し、シリアル番号と宛名データの紐付け情報を申請管理システム内のDBに反映を行う。</p> <p>②申請データ取り込み機能  ・住民が電子申請を行った際の申請データを取り込み、DBに格納を行う機能。</p> <p>③申請者特定機能  ・申請データ内のシリアル番号と、シリアル番号紐付け機能で取得した紐付け情報又は基本4情報により、申請者を特定する。</p> <p>④申請内容確認機能  ・申請データの内容を確認する機能。申請内容の照会、ステータス更新、シリアル番号から申請者を特定できなかったデータの宛名番号入力を行う機能。</p> <p>⑤申請データ連携機能  ・申請データについて、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム  [ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、こども・子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能 )</p>
システム11~15	
システム16~20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[      実施する      ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13, 24, 33, 37, 41, 46, 53, 56, 57, 72, 75, 78, 79, 104, 105, 116, 120, 124, 126, 130, 142, 143, 152, 155の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の123, 124の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉健康局介護保険課
②所属長の役職名	福祉健康局介護保険課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	本市の介護保険の資格を有する者
その必要性	介護保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1項及び別表の100の項の規定による ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表の規定による
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(宛名番号):本人確認を正確に行うために必要</li> <li>・5情報:保険料賦課を正確に行うために必要</li> <li>・連絡先(電話番号等):各種申請内容の確認を行うために必要</li> <li>・地方税関係情報:保険料の計算、負担限度額の認定及び利用料負担割合の判定に必要</li> <li>・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:保険給付を正確に行うために必要</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:被保険者の資格確認を行うために必要</li> <li>・年金関係情報:保険料の徴収方法を決定するために必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	福祉健康局介護保険課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color:red;">※</span>	[○] 本人又は本人の代理人
	[○] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、生活支援課、保険年金課、障害福祉課 )
	[○] 行政機関・独立行政法人等 ( 厚生労働省、日本年金機構、内閣府 )
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 )
	[ ] 民間事業者 ( )
②入手方法	[○] その他 ( 石川県後期高齢者医療広域連合、石川県国民健康保険団体連合会、各保険者 )
	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ
	[ ] 電子メール [○] 専用線 [ ] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム
③使用目的 <span style="color:red;">※</span>	[○] その他 ( 庁内LAN )
	介護保険被保険者の資格賦課・保険料の徴収・給付業務の適切な実施のため。
④使用の主体	介護保険課、市民課、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター、泉野福祉健康センター
	使用者数 <選択肢> [ 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	介護保険業務に関する以下の事務において使用する。  ①介護保険資格の取得・喪失判定 ②資格情報の照会、変更 ③被保険者証等の出力 ④賦課計算及び納入通知書出力 ⑤賦課情報の照会 ⑥収入金の管理 ⑦口座振替のための金融機関送付用データ作成、帳票作成 ⑧収納情報の照会 ⑨過誤納金の充当・還付 ⑩督促状の発行、発行停止 ⑪滞納者に対する処分 ⑫介護認定や事業対象者の申請情報、審査・判定結果情報の登録・管理 ⑬介護認定調査の調査員情報、調査結果情報の登録・管理 ⑭介護認定審査会の委員情報、合議体情報の登録・管理 ⑮介護保険レセプト情報の審査結果情報の登録・更新 ⑯過誤申立書の入力・管理 ⑰高額介護サービス費(相当費)の申請受付、計算、支給 ⑱高額医療介護合算サービス費(相当費)の申請受付、計算、支給 ⑲住宅改修、特定福祉用具購入に係る費用の償還払いの申請受付、審査、支給 ⑳負担限度額に係る申請受付・審査・証発行 ㉑利用料負担割合の判定・証発行  また、番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。
情報の突合	・申請内容と住民票関係情報を突合し、被保険者情報を確認する。【上記:①～③】 ・被保険者情報、地方税関係情報及び年金給付情報を突合し、賦課計算等を行う。【上記:④⑤】 ・賦課情報と収入金情報を突合し、収納・滞納情報の更新等を行う。【上記:⑥～⑪】 ・申請内容と認定審査会結果・判定結果を突合し、認定・事業対象者情報を確定する【上記:⑫～⑯】 ・被保険者情報、認定情報、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報を突合し、給付額の決定等を行う。【上記:⑯～㉑】 ・符号を突合し、他機関と番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表に規定された情報連携を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する      2) 委託しない	
委託事項1	介護保険システム維持管理業務		
①委託内容	介護保険システムの開発、運用、保守等を行う。また、介護保険システム（現行）においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、介護保険システムファイルを管理する。なお、介護保険システム（次期）においては、ガバメントクラウドとしデータセンターでの運用に置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい介護保険システムの導入を行っていることから、現在利用している介護保険システム固有の事項については「介護保険システム（現行）」、新しい介護保険システム固有の事項については「介護保険システム（次期）」と明記する。		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社		
	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する      2) 再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	
	⑥再委託事項	介護保険システムの品質管理、問題点管理、QA対応	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 28 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない									
<b>提供先1</b>	全国健康保険協会									
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2									
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの									
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                                5) 1,000万人以上</p>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線									
[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙									
[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )										
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度									
<b>提供先2~5</b>										
<b>提供先2</b>	健康保険組合									
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3									
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの									
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                  4) 100万人以上1,000万人未満                                                5) 1,000万人以上</p>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 紙</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線									
[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙									
[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )										
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度									
<b>提供先3</b>	全国健康保険協会									
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6									
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの									
③提供する情報	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの									

④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度		
<b>提供先4</b>	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度		
<b>提供先5</b>	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11		
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者		
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度		

提供先6~10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 (      )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先7	
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 専用線</p> <p>[      ] 電子メール      [      ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[      ] フラッシュメモリ      [      ] 紙</p> <p>[      ] その他 (      )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先8	
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先9</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先10</b>	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先11~15</b>		
<b>提供先11</b>	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者			
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>			
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度			
<b>提供先12</b>	市町村長又は国民健康保険組合			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69			
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者			
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>			
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度			
<b>提供先13</b>	市町村長又は国民健康保険組合			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の70			
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③提供する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者			
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>			
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度			

<b>提供先14</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80	
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先15</b>	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先16~20</b>		
<b>提供先16</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86	
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	

⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先17</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先18</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108	
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先19</b>	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先20	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の116	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
移転先1	市民課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条の10の3	
②移転先における用途	住民票に介護保険の資格情報を印字するため	
③移転する情報	介護保険の資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] その他 ( 庁内LAN )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先2~5	
①法令上の根拠	市民税課 番号法第9条2項
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため
③移転する情報	前年中の介護保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年中に本市の介護保険料を納付した者
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	毎年1月上旬
移転先3	
①法令上の根拠	生活支援課 番号法第9条2項
②移転先における用途	介護扶助の算定に利用するため
③移転する情報	介護保険の資格情報、要介護度(事業対象者)及び認定有効期間
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁内LAN )</p>
⑦時期・頻度	毎月中旬
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>〈本市における措置〉 ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバーラック内のサーバーに保管し、一部のものは記憶媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</p>
--------	---

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(別紙2) 参照

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</p> <p>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。</p> <p>・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載する事がないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要な情報が記載されていないかを確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請等の際、特定個人情報を介護保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。</li> <li>・申請書等に利用目的を明記する。</li> <li>&lt;入手した特定個人情報が不正確であるリスク&gt;</li> <li>・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・個人番号カード（若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> <li>&lt;入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク&gt;</li> <li>・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。</li> <li>・府内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。</li> <li>・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。</li> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	-

リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・介護保険システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 (アクセスログ項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは1年間ハードディスクに保存し、それ以前のアクセス記録については、7年間分媒体による管理を行う。		
<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。		
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[      ] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[      定めている      ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する</li> <li>・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する</li> <li>・特定個人情報の外部への持ち出しへ、委託業務実施場所以外への持ち出しが禁止する</li> <li>・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する</li> <li>・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する</li> <li>・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる</li> <li>・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する</li> <li>・介護保険システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・介護保険システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている</li> <li>・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。</li> <li>・介護保険システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・介護保険システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・介護保険システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。		
<委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。 ・介護保険システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・介護保険システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。</li> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。</li> </ul>	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>  
 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。  
 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。  
 <誤った情報を提供・移転してしまうリスク>  
 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。  
 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。  
 ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能    (※2)番号法に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの    (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-
---

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢>	1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢>	1) 発生あり      2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的バージョン更新を行う。</li> <li>・定期的にバックアップを行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものなどになっている。</li> <li>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</li> <li>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</li> <li>・介護保険システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にバージョンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</li> <li>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</li> <li>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。</li> </ul>
-----------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
--------------------------------------

-

8. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検 <input type="radio"/> 内部監査 <input type="radio"/> 外部監査	

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉健康局介護保険課 電話 076-220-2264
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年9月5日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他システムとの接続	介護保険システム、市営住宅駐車場管理システム、市営住宅管理システム	介護保険システム、就園奨励システム、市営住宅管理システム	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当	高村 政博	甘池 昭義	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2	・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。	・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤被保険者の介護サービスの利用に関する介護給付	⑤被保険者の介護サービス及び総合事業サービスの利用に関する給付	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)	介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務	事後	重要な変更項目でないため

平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。) 介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務 介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(介護保険法第十八条第二号の予防給付に係る部分を除く。)	(介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費に係る部分を除く。)	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	-	<総合事業> ・事業対象者管理 事業対象者の申請情報、判定結果情報の登録・管理を行う。 ・総合事業高額管理 高額介護サービス費相当費の申請受付、計算、支給処理を行う。 ・総合事業高額合算管理 高額医療介護合算サービス費相当費の申請受付、計算、支給処理を行う。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 109, 117, 120の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	介護保険被保険者の資格賦課・保険料の徴収・保険給付業務の適切な実施のため。	介護保険被保険者の資格賦課・保険料の徴収・給付業務の適切な実施のため。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	⑫介護認定の申請情報、審査結果情報の登録・管理 ⑯高額介護サービス費の申請受付、計算、支給 ⑰高額医療介護合算サービス費の申請受付、計	⑫介護認定や事業対象者の申請情報、審査・判定結果情報の登録・管理 ⑯高額介護サービス費(相当費)の申請受付、計算、支給	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	提供先の数:29 削除した別表第二の項番:88117,120	提供先の数:30 追加した別表第二の項番:8,11,108,119	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先	-	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 に記載した別表第2の項番にあわせて修正	事後	重要な変更項目でないため

平成30年6月29日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 120(未施行)の項	事前	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の119の項	番号法第19条第7号 別表第2の120(未施行)の項	事前	
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	認定審査会システム(厚生労働省認定ソフト2009)	認定審査会システム	事後	重要な変更項目でないため
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	認定審査会システム(厚生労働省認定ソフト2009)	認定審査会システム	事後	重要な変更項目でないため
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局介護保険課長 甘池 昭義	福祉局介護保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月30日	令和1年6月28日	事後	重要な変更項目でないため
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<サービス検索・電子申請機能における事務の内容> サービス検索・電子申請機能から介護保険被保険者証等再交付申請書などの受理を行う。	事前	
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム9を新設	事前	
令和1年10月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117(未施行), 120(未施行)の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117(未施行), 120(未施行)の項	事前	

令和1年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供先の数:30	提供先の数:31	事前	
令和1年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無		提供先31を新設	事前	
令和2年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117(未施行), 120(未施行)の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和2年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	介護保険システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等	介護保険システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等。 介護保険システムについて、システム運用オペレーション作業、バッチ処理に伴う帳票印刷作業等を行う。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・システム運用支援に係る委託作業において、受託者が印刷作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②その内容		帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②再発防止策の内容		システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	事後	重要な変更項目でないため

令和3年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項	番号法第9条第1項 別表第1の99の項	事前	
令和3年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の93, 94の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13, 24, 33, 37, 41, 46, 53, 56, 57, 72, 75, 78, 79, 104, 105, 116, 120, 124, 126, 130, 142, 143, 152, 155の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の123, 124の項	事前	
令和3年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	福祉局介護保険課 福祉局介護保険課長	福祉健康局介護保険課 福祉健康局介護保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑥事務担当部署 IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	福祉局介護保険課	福祉健康局介護保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	福祉局介護保険課	介護保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の1	番号法第19条第8号 別表第2の1	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の2	番号法第19条第8号 別表第2の2	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 别表第2の3	番号法第19条第8号 别表第2の3	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 别表第2の4	番号法第19条第8号 别表第2の4	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 别表第2の5	番号法第19条第8号 别表第2の5	事前	



令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の90	番号法第19条第8号 別表第2の120	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の94	番号法第19条第8号 別表第2の124	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の95	番号法第19条第8号 別表第2の126	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の97	番号法第19条第8号 別表第2の130	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の108	番号法第19条第8号 別表第2の142	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の109	番号法第19条第8号 別表第2の143	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の120(未施行)の項	番号法第19条第8号 別表第2の155	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の117(未施行)の項	番号法第19条第8号 別表第2の152の項	事前	
令和3年6月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番68の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番99の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・番号法第9条第1項及び別表第1の68の項の規定による ・番号法第19条第7号及び別表第2の規定による	・番号法第9条第1項及び別表第1の99の項の規定による ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番99の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務	・介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務	事後	重要な変更項目でないため

令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続 その他	既存住民基本台帳システム、認定審査会システム、福祉保健総合システム	既存住民基本台帳システム、認定審査会システム、福祉保健総合システム、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続 その他	中間サーバー、国民健康保険システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続 その他	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、就園奨励システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の99の項	番号法第9条第1項 別表第1の100の項	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・番号法第9条第1項及び別表第1の99の項の規定による	・番号法第9条第1項及び別表第1の100の項の規定による	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の106	番号法第19条第8号 別表第2の116	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続 その他		申請管理システム	事前	

令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10		システム10 を新設	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 行政機関・独立行政法人等	厚生労働省、日本年金機構	厚生労働省、日本年金機構、内閣府	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月27日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続 その他	中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続 その他	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事後	重要な変更項目でないため

令和5年7月7日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生あり</li> <li>・その内容: 帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。</li> <li>・再発防止策: システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生なし</li> <li>・その内容: 空欄</li> <li>・再発防止策: 空欄</li> </ul>	事後	重要な変更項目でないため
令和6年12月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>&lt;略&gt;</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p> <p>・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>・番号法に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p> <p>・番号法に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の100の項	番号法第9条第1項 別表の100の項	事前	
令和6年12月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13, 24, 33, 37, 41, 46, 53, 56, 57, 72, 75, 78, 79, 104, 105, 116, 120, 124, 126, 130, 142, 143, 152, 155の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の123, 124の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13, 24, 33, 37, 41, 46, 53, 56, 57, 72, 75, 78, 79, 104, 105, 116, 120, 124, 126, 130, 142, 143, 152, 155の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の123, 124の項</li> </ul>	事前	
令和6年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	<p>介護保険業務における事務処理に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第1の100の項の規定による</li> <li>・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による</li> </ul>	<p>介護保険業務における事務処理に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表の100の項の規定による</li> <li>・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表の規定による</li> </ul>	事前	

令和6年12月26日	<b>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</b> 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<略> また、番号法第19条第8号及び別表第2に規定された情報連携を実施するために使用する。	<略> また、番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。	事前	
令和6年12月26日	<b>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</b> 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<略> ・符号を突合し、他機関と番号法第19条第8号及び別表第2に規定された情報連携を行う。	<略> ・符号を突合し、他機関と番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表に規定された情報連携を行う。	事前	
令和6年12月26日	<b>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</b> 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	介護保険システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等。 介護保険システムについて、システム運用オペレーション作業、バッチ処理に伴う帳票印刷作業等を行う。	介護保険システムの開発、運用、保守等を行う。なお、介護保険システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。  ※本市においては、現在、新しい介護保険システムの導入を行っていることから、現在利用している介護保険システム固有の事項については「介護保険システム(現行)」、新しい介護保険システム固有の事項については「介護保険システム(次期)」と明記する。	事前	
令和6年12月26日	<b>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</b> 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	31件	28件	事前	

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先21	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125	
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先22	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の128	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線 [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

<b>提供先23</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先24</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先25</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先26</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先27</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先28</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度





テーブル名	格納情報
パラメタ情報	保険者番号,市町村コード,サブシステム区分,パラメタ種別,変数,有効期間開始日,有効期間終了日,パラメタ区分,属性,フラグデータ,英数データ,数値データ,日本語データ,桁数,変数グループID,変数名称,コメント,変数コードID,要修正フラグ,編集可否フラグ,カスタマイズ区分,強制出荷フラグ,バージョンレベル
職員補助情報	保険者番号,市町村コード,職員コード,開始日付,終了日付,権限グループコード,フォントサイズ,画面カラーパターン,掲示板表示有無,お気に入り表示有無,支所コード,受付場所コード,パスワード更新日
権限管理	保険者番号,市町村コード,権限グループコード,起動モジュールID,処理区分,開始日付,終了日付,起動モジュール種別,起動モジュール引数
メニュー管理	保険者番号,メニューコード,開始日付,終了日付,起動モジュールID,処理区分,起動モジュール種別,起動モジュール引数,表示順,メニュー名称,メニュー説明,画像ID
メニュー権限	保険者番号,メニューコード,権限グループコード,開始日付,終了日付,起動モジュールID,処理区分,起動モジュール種別,起動モジュール引数,表示順,メニュー名称,メニュー説明,画像ID
お気に入りメニュー	保険者番号,市町村コード,職員コード,起動モジュールID,処理区分,表示順,起動モジュール種別,起動モジュール引数,画像ID
権限グループ	保険者番号,市町村コード,権限グループコード,開始日付,終了日付,権限グループ名称,項目表示レベル,情報アイコンレベル,グリッド操作レベル,帳票出力権限
実行用パッチパラメタ	起動予定日,ジョブ区分,プロジェクト名,ジョブネットID,ジョブID,ジョブ連番,業務処理基準日,保険者番号,市町村コード,プロセス連番,プログラムID,処理サイクル,日付関連区分1,日付1,日付2,日付関連区分2,日付3,日付4,日付関連区分3,日付5,日付6,日付関連区分4,日付7,日付8,日付9,日付10,日付11,日付12,パラメタ情報1,パラメタ情報2,パラメタ情報3,パラメタ情報4,パラメタ情報5,パラメタ情報6,パラメタ情報7,パラメタ情報8,パラメタ情報9,パラメタ情報10,その他,進行管理フラグ,職員保険者番号,職員市町村コード,職員所属コード,職員コード,職員氏名,実行指示CL名,実行指示端末IP,業務固有領域
パッチパラメタ履歴テーブル	起動予定日,ジョブ区分,プロジェクト名,ジョブネットID,ジョブID,ジョブ連番,業務処理基準日,保険者番号,市町村コード,プロセス連番,プログラムID,処理サイクル,日付関連区分1,日付1,日付2,日付関連区分2,日付3,日付4,日付関連区分3,日付5,日付6,日付関連区分4,日付7,日付8,日付9,日付10,日付11,日付12,パラメタ情報1,パラメタ情報2,パラメタ情報3,パラメタ情報4,パラメタ情報5,パラメタ情報6,パラメタ情報7,パラメタ情報8,パラメタ情報9,パラメタ情報10,その他
パッチ実行履歴	起動予定日,ジョブ区分,プロジェクト名,ジョブネットID,ジョブID,ジョブ連番,保険者番号,市町村コード,業務グループID,業務グループ名称,処理名称,処理サイクル,進行管理フラグ,デマンドジョブ識別子,起動日,起動時刻,終了日,終了時刻,最大復帰コード,実行指示CL名,実行指示端末IP,職員保険者番号,職員市町村コード,職員コード,職員氏名,出力媒体名称1,出力媒体件数1,出力媒体単位1,出力媒体名称2,出力媒体件数2,出力媒体単位2,出力媒体名称3,出力媒体件数3,出力媒体単位3
排他管理	保険者番号,職員市町村コード,起動モジュールID,処理区分,宛名コード,宛名市町村コード,所属コード,所属名称,職員コード,職員名称,排他処理区分,起動モジュール名称,端末IPアドレス,排他開始日付,排他開始時刻,排他影響度情報,オペレーションキー
情報アイコン	保険者番号,市町村コード,宛名コード,被保険者番号,情報アイコン区分,有効開始日,有効終了日,アイコンパターン,ポップアップ情報,情報アイコン表示情報,情報アイコン補助情報,タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時間,最終更新所属コード,最終更新職員コード
掲示板情報	保険者番号,市町村コード,登録日付,登録時刻,掲示板情報区分,宛先,タイトル,詳細内容,発信者,掲載期限
外部媒体管理情報	保険者番号,市町村コード,連番,業務コード,データID,データ名称,物理ファイル名,媒体識別コード,サブシステム区分,移入移出区分,媒体枚数,媒体内件数,媒体ヘッダ情報,媒体トレイラ情報,媒体エンド情報,媒体マルチ分割件数,処理状態,データ処理日,データ処理時刻,データ交換日,データ交換時刻,前回データ処理日,前回データ処理時刻,前回データ交換日,前回データ交換時刻,前々回データ処理日,前々回データ処理時刻,前々回データ交換日,前々回データ交換時刻,対象年月,業務備考,有効開始日,有効終了日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,最終更新PG,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
ドキュメント管理情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,区分,キー1,キー2,キー3,キー4,キー5,キー6,キー7,キー8,キー9,キー10,枝番,拡張子,ファイルサイズ,ドキュメント名,メニュー表示有無,備考,状態1,状態2,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
宛名基本情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,履歴番号,処理日,処理時刻,世帯コード,基本氏名カナ,基本氏名,基本通称名カナ,基本通称名,氏名利用区分,氏名オーバフロー有無フラグ,通称名オーバフロー有無フラグ,基本生年月日,基本性別コード,基本続柄コード,基本住所コード,基本市内外区分,基本力スタマバーコード,基本住所,基本住所方書,基本郵便番号,地区コード1,地区コード2,地区コード3,地区コード4,地区コード5,所コード,訪問調査用地区コード,審査会用地区コード,滞納管理用地区コード,住民区分,住民日届出日,住民日異動日,住民日異動事由コード,非住民日届出日,非住民日異動日,非住民日異動事由コード,基本届出日,基本異動日,基本異動事由コード,国籍コード,入国目的コード,在留期間開始日,在留期間終了日,外国人登録番号,外国人登録日,転入出区分,転入出郵便番号,転入出住所,転入出住所方書,住民票コード,転入出市町村コード,世帯主カナ,基本氏名検索用カナ,通称名検索用カナ,旧市町村コード,不現住フラグ,宛名基本更正日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
住民税賦課マスター	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,税賦課年度,履歴番号,税微収区分,税優先区分,処理日,処理時刻,非課税区分,合計所得金額,税賦課異動日,税賦課異動事由コード,税賦課異動理由コード,减免前市町村民税所得割額,税賦課異動事由コード,税賦課異動理由コード,减免前市町村民税均等割額,减免前都道府県民税所得割額,减免前都道府県民税均等割額,市町村民税所得割額减免額,都道府県民税所得割額减免額,市町村民税均等割額减免額,都道府県民税均等割額减免額,課税年金收入額,老年税額輕減区分,寡婦区分,寡夫区分,その他の合計所得金額,課税所得調整控除前,課税所得調整控除後,住民税情報更正日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
医療保険加入情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,医療保険資格取得日,医療保険者コード,医療保険記号,医療保険番号,医療保険資格取得事由コード,医療保険資格喪失日,医療保険資格喪失事由コード,医療保険資格区分,医療保険継続療養区分,被医療保険者氏名カナ,被医療保険者氏名,被医療保険者との続柄コード,医療保険者名,医療保険者住所,医療保険者住所方書,医療保険者電話番号,医療保険者郵便番号,医療保険者種別,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
老齢福祉年金受給情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,年金コード,履歴番号,基礎年金番号,固有年金番号,年金支給開始日,年金支給停止日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
送付先情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,送付先連番,所属名,職員名,送付先名,送付先住所コード,送付先市内外住所区分,送付先カスタマバーコード,送付先住所,送付先住所方書,送付先郵便番号,送付先開始日,送付先開始理由コード,送付先終了日,送付先終了理由コード,送付先備考,送付先利用区分,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
連絡先情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,自宅連絡先名,自宅電話番号,自宅FAX番号,勤務先連絡先名,勤務先名称,勤務先電話番号,勤務先内線番号,その他連絡先名,その他名称,その他連絡先電話番号,その他内線番号,連絡先備考,その他連絡先名2,その他名称2,その他電話番号2,その他内線番号2,その他連絡先名3,その他名称3,その他電話番号3,その他内線番号3,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
口座情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,口座連番,所属名,職員名,銀行コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人カナ,口座名義人,口座開始日,口座開始理由コード,口座終了日,口座終了理由コード,口座備考,口座利用区分,口座確認中フラグ,口座確認依頼日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
氏名オーバフロー情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,履歴番号,氏名利用区分,オーバーフロー氏名カナ,オーバーフロー氏名,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
世帯構成情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,世帯員宛名コード,世帯員宛名基本履歴番号,世帯コード,構成連番,出力順位,世帯員続柄コード,世帯増事由コード,世帯増異動日,世帯増届出日,世帯減事由コード,世帯減異動日,世帯減届出日,世帯更正日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
関連宛名情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,関連相手先宛名コード,所属名,職員名,最新宛名コード,関連事由コード,関連異動日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
老人保健受給者情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,老人保健受給履歴連番,老人保健市町村コード,老人保健受給者番号,老人保健取得日,老人保健喪失日,老人保健処理区分,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
みなし世帯情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,シリアル番号,みなし世帯コード,有効開始日,有効終了日,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
個人登録状況管理情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,住民税有無フラグ,医療保険有無フラグ,老齢福祉有無フラグ,送付先有無フラグ,連絡先有無フラグ,口座有無フラグ,関連宛名有無フラグ,みなし世帯有無フラグ,老人保健有無フラグ,生活保護有無フラグ,特記事項有無フラグ,国民健康保険有無フラグ,後期高齢者有無フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
宛名異動累積情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,累積登録日,累積登録時刻,格納連番,市町村コード,宛名コード,履歴番号,異動区分,処理日,処理時刻,世帯コード,基本氏名カナ,基本氏名,基本通称名カナ,基本通称名,氏名利用区分,氏名オーバフロー有無フラグ,通称名オーバフロー有無フラグ,基本生年月日,基本性別コード,基本続柄コード,基本住所コード,基本市内外区分,基本カスタマバーコード,基本住所,基本住所方書,基本郵便番号,地区コード1,地区コード2,地区コード3,地区コード4,地区コード5,支所コード,訪問調査用地区コード,審査会用地区コード,滞納管理用地区コード,住民区分,住民日届出日,住民日事由コード,非住民日届出日,非住民日異動日,非住民日事由コード,基本届出日,基本異動日,基本異動事由コード,国籍コード,入国目的コード,在留期間開始日,在留期間終了日,外国人登録番号,外国人登録日,転入出区分,転入出郵便番号,転入出住所,転入出住所方書,住民票コード,転入出市町村コード,世帯主力ナ,基本氏名検索用力ナ,通称名検索用力ナ,旧市町村コード,不現住フラグ,宛名基本更正日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
住民税異動累積情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,累積登録日,累積登録時刻,格納連番,市町村コード,宛名コード,異動区分,税賦課年度,履歴番号,処理日,処理時刻,税徴収区分,税優先区分,非課税区分,合計所得金額,税賦課異動日,税賦課異動事由コード,税賦課異動理由コード,減免前市町村民税所得割額,減免前都道府県民税所得割額,減免前市町村民税均等割額,減免前都道府県民税均等割額,市町村民税所得割減免額,都道府県所得割減免額,市町村民税均等割額減免額,都道府県民税均等割額減免額,課税年金收入額,老年税額軽減区分,寡婦区分,寡夫区分,その他の合計所得金額,課税所得調整控除前,課税所得調整控除後,住民税情報更正日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
所得照会発行情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,照会年度,発行回数,世帯コード,送付先市町村コード,送付先市町村郵便番号,送付先市町村名,送付先市町村住所,送付先市町村住所方書,発行日,発行番号,所得照会処理区分,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
生活保護受給情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,生活保護受給開始日,生活保護受給廃止日,生活保護ケース番号,生活保護受給フラグ,備考,被保険者番号,生活保護情報消除フラグ,代理納付フラグ,他市町村管轄フラグ,他市町村コード,他市町村名,支給停止フラグ,生保処理区分,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
特記事項情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,被保険者番号,特記事項履歴連番,特記コード,特記事項,特記開始日,特記終了日,業務コード,職員コード,特記情報消除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
送達記録情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,被保険者番号,帳票コード,送達日,通知書番号,発行連番,送付先連番,送達物区分,返戻日,返戻理由区分,公示日,再送付日,公示対象フラグ,公示済フラグ,公示終了日,送付先郵便番号,送付先名,送付先住所,送付先住所方書,発行日,送達処理区分,業務主キー情報,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
算定用異動累積情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,累積登録日,累積登録時刻,格納連番,市町村コード,宛名コード,異動レコード区分,異動区分,被保険者番号,異動データ主キー情報,異動前データ,異動後データ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
国民健康保険加入者情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,国保履歴連番,国保保険者番号,国保被保険者証番号,個人区分コード,国保個人番号,国保宛名コード,国保世帯加入日,国保世帯離脱日,退職者医療保険者番号,国保退職該当日,国保退職非該当日,国保処理区分,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
後期高齢者被保険者情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,後期高齢者履歴連番,後期高齢者保険者番号,個人区分コード,後期高齢者個人番号,後期高齢者被保険者番号,被保険者資格取得年月日,被保険者資格喪失年月日,保険者番号適用開始年月日,保険者番号適用終了年月日,後期高齢者処理区分,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
外国人補助情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,漢字氏名,英字氏名,氏名優先区分,在留期間,在留カード等の番号,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
業務共通/バッチ進行管理情報	保険者番号,市町村コード,プロセスID,プロセスID枝番,管理年月日1,管理時刻1,管理年月日2,管理時刻2,管理年月日3,管理時刻3,管理年月日4,管理時刻4,管理年月日5,管理時刻5,プロセスフリー領域,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村期間情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,被保険者番号,連番,レコード番号,管理市町村コード,当初市町村コード,開始日,終了日,他市認定有無フラグ,資格取得連番,広域内異動者フラグ,削除フラグ,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
新旧管理番号変換情報	保険者番号,管理番号区分,旧市町村コード,旧管理番号,連番,新市町村コード,新管理番号,有効開始日,有効終了日,予備1,予備2,予備3,予備4,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
新旧宛名コード変換情報	保険者番号,旧市町村コード,旧宛名コード,連番,新市町村コード,新宛名コード,有効開始日,有効終了日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
証交付申請情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,証交付申請日,証交付申請内容区分,証交付申請状態区分,証交付決定日,証交付申請番号,証交付申請事由コード,支所コード,証交付申請者氏名,申請者関係コード,申請者住所,申請者郵便番号,申請者電話番号,申請受付場所コード,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,医療保険確認区分,医療保険者コード,外国人滞在確認区分,外国人入国目的コード,外国人滞在開始日,外国人滞在終了日,証交付申請情報消除フラグ,被保険者番号,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
資格得喪情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,被保険者番号,資格得喪履歴連番,宛名コード,資格異動日,資格取得日,資格喪失日,一号該当日,資格異動事由コード,資格情報消除フラグ,被保険者区分,被保険者送付先連番,住記提供済フラグ,資格届出日,住記提供データ作成日,市町村資格取得日,市町村資格喪失日,市町村一号該当日,異動フラグ,資格取得連番,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
証発行情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,被保険者番号,証振分区分,被保険者証履歴連番,証区分,証分類区分,証交付状況区分,証交付日,証有効開始日,証有効期限日,証作成事由コード,証返還日,証返還督促状発行日,証返還督促状発行回数,証返還督促状番号,証情報消除フラグ,証作成区分,発行連番,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
施設入所情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,施設入所履歴連番,施設入所日,施設退所日,入所施設事業者コード,施設入所種別区分,他市町村住所地,旧措置者フラグ,旧措置者終了日,入所連絡票送付日,退所連絡票送付日,変更連絡票送付日,転出通知送付日,退所理由区分,適用開始日,適用解除日,施設所在保険者番号,特列入所適用開始日,特列入所適用終了日,施設情報消除フラグ,被保険者番号,他市町村コード,他市町村被保険者番号,入所連絡票受理日,退所連絡票受理日,変更連絡票届出日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
要保護境界層者情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,市町村コード,宛名コード,被保険者番号,履歴番号,異動日,申請日,認定日,届出日,給付額減額フラグ,居住費利用者負担段階,食費利用者負担段階,高額所得区分,保険料所得段階,適用開始年月,適用終了年月,減額適用終了年月,居住費適用終了年月,食費適用終了年月,高額適用終了年月,証明書確認,備考,消除フラグ,賦課反映処理済フラグ,処理済フラグ2,処理済フラグ3,処理済フラグ4,処理済フラグ5,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
資格異動累積情報	タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,保険者番号,累積登録日,累積登録時刻,格納連番,市町村コード,被保険者番号,異動区分,資格得喪履歴連番,宛名コード,資格異動日,資格取得日,資格喪失日,一号該当日,資格異動事由コード,資格情報消除フラグ,被保険者区分,被保険者送付先連番,住記提供済フラグ,資格届出日,住記提供データ作成日,市町村資格取得日,市町村資格喪失日,市町村一号該当日,異動フラグ,資格取得連番,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
要介護認定情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,支所コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,認定状態区分,認定進行フラグ,訪問調査進行フラグ,意見書進行フラグ,審査会進行フラグ,要介護認定変更区分,要介護認定廃止区分,要介護認定廃止日,職権修正区分,職権修正日,職権修正者管理市町村コード,職権修正者コード,要介護認定申請受理日,要介護認定申請番号,要介護認定申請区分,要介護認定申請識別区分,要介護認定申請理由コード,受付場所コード,要介護担当地区コード,申請者区分,申請者関係コード,申請代行事業者管理市町村コード,申請者宛名コード,申請者氏名,申請者住所,申請者郵便番号,申請者電話番号,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,入所施設管理市町村コード,入所施設コード,調査時警告フラグ,調査同意日,調査同意書番号,訪問調査希望日時1,訪問調査希望日時2,訪問調査希望日時3,調査実施場所区分,訪問調査回目,調査票回収予定期日,調査委託日,予定期調査実施開始時刻,訪問調査日,訪問調査開始時刻,調査委託事業者管理市町村コード,調査委託事業者コード,訪問調査員管理市町村コード,訪問調査員コード,調査結果入手日,調査票番号,訪問調査事業者委託カウント,一次判定警告コード,かかりつけ医医療機関管理市町村コード,かかりつけ医医療機関コード,かかりつけ医管理市町村コード,かかりつけ医コード,かかりつけ医氏名,意見書回目,意見書作成医療機関管理市町村コード,意見書作成医医療機関コード,意見書作成医管理市町村コード,意見書作成医コード,意見書作成医氏名,意見書作成医区分,意見書診断フラグ,かかりつけ医意見書作成依頼日,意見書作成依頼書通知日,意見書作成依頼書最新発行日,意見書作成依頼書発行回数,意見書回収予定期日,診断命令書最新発行日,かかりつけ医意見書作成日,かかりつけ医意見書入手日,かかりつけ医意見書番号,疾病区分,傷病名,その他意見,一次審査日,一次審査要介護状態区分,二次審査依頼日,二次審査予定期日,二次審査日,

テーブル名	格納情報
要介護認定履歴情報	<p>保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,支所コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,要介護認定履歴連番,認定状態区分,認定進行フラグ,訪問調査進行フラグ,意見書進行フラグ,審査会進行フラグ,要介護認定変更区分,要介護認定廃止区分,要介護認定廃止日,職権修正区分,職権修正日,職権修正者管理市町村コード,職権修正者コード,要介護認定申請受理日,要介護認定申請番号,要介護認定申請区分,要介護認定申請識別区分,要介護認定申請理由コード,受付場所コード,要介護認定担当地区コード,申請者区分,申請者関係コード,申請代行事業者管理市町村コード,申請者宛名コード,申請者氏名,申請者住所,申請者郵便番号,申請者電話番号,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,入所施設管理市町村コード,入所施設コード,調査時警告フラグ,調査同意日,調査同意書番号,訪問調査希望日時1,訪問調査希望日時2,訪問調査希望日時3,調査実施場所区分,訪問調査回目,調査票回収予定日,調査委託日,予定調査実施日,予定調査実施開始時刻,訪問調査日,訪問調査開始時刻,調査委託事業者管理市町村コード,調査委託事業者コード,訪問調査員管理市町村コード,訪問調査員コード,調査結果入手日,調査票番号,訪問調査事業者委託カウント,一次判定警告コード,かかりつけ医医療機関管理市町村コード,かかりつけ医医療機関コード,かかりつけ医管理市町村コード,かかりつけ医コード,かかりつけ医氏名,意見書回目,意見書作成医療機関管理市町村コード,意見書作成医療機関コード,</p> <p>意見書作成医管理市町村コード,意見書作成医コード,意見書作成医氏名,意見書作成医区分,意見書診断フラグ,かかりつけ医意見書作成依頼日,意見書作成依頼書通知日,意見書作成依頼書最新発行日,意見書作成依頼書発行回数,意見書回収予定日,診断命令書最新発行日,かかりつけ医意見書作成日,かかりつけ医意見書入手日,かかりつけ医意見書番号,疾病区分,傷病名,その他の意見,一次審査日,一次審査要介護状態区分,二次審査依頼日,二次審査予定日,二次審査日,審査会会場管理市町村コード,審査会会場コード,審査会開始時刻,審査会管理市町村コード,審査会順番号,一次判定結果変更理由,二次審査要介護状態区分,審査会意見コード,サービス種類限定フラグ,認定有効月数,要介護認定日,認定有効開始日,認定有効終了日,要介護認定認定理由コード,認定通知書通知日,認定通知書最新発行日,認定通知書発行回数,転入前保険者コード,転入前保険者名,転入前被保険者番号,転入前受給資格証明書発行日,受給資格証明書最新発行日,受給資格証明書通知日,受給資格証明書発行回数,処分延期事由コード,処分延期決定日,認定処理予定日,処分延期通知書最新発行日,処分延期通知書通知日,</p> <p>処分延期通知書発行回数,目標訪問調査依頼日,目標訪問調査票回収日,目標かかりつけ医意見書依頼日,目標かかりつけ医意見書回収日,目標一次審査日,目標二次審査日,目標認定通知日,前回履歴番号,前回要介護認定申請日,前回調査最大回数,前回認定有効月数,前回要介護認定日,前回認定有効開始日,前回認定有効終了日,前回一次審査要介護状態区分,前回二次審査要介護状態区分,前回介護保険審査会要介護状態区分,前回サービス種類限定フラグ,前回訪問調査員管理市町村コード,前回訪問調査員コード,前回意見書作成医管理市町村コード,前回意見書作成医コード,前回合議体管理市町村コード,前回合議体コード,家族介護状態区分,家族介護拡大額,備考,備考訪問調査,備考意見書,備考審査会,国保連への通知日,申請抽出フラグ,審査結果抽出フラグ,認定センタ送信日,審査会意見,要介護認定異動日,要介護認定異動日事由区分,勧奨通知日,送付先連番,更新申請区分,訪問調査在宅区分,意見書在宅区分,意見書新規継続区分,本人同意フラグ,審査会割当状態区分,モバイル依頼区分,再調査区分,廃止フラグ,痴呆性高齢者の目印,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5,予備6,予備7,予備8,予備9,予備10,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG,法改正フラグ,前回法改正フラグ,蓋然性評価コード,蓋然性評価パーセント,推定給付区分コード,要介護1状態像コード</p>
サービス種類限定情報	<p>保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,サービス種類コード01,サービス種類コード02,サービス種類コード03,サービス種類コード04,サービス種類コード05,サービス種類コード06,サービス種類コード07,サービス種類コード08,サービス種類コード09,サービス種類コード10,サービス種類コード11,サービス種類コード12,サービス種類コード13,サービス種類コード14,サービス種類コード15,サービス種類コード16,サービス種類コード17,サービス種類コード18,サービス種類コード19,サービス種類コード20,サービス種類コード21,サービス種類コード22,サービス種類コード23,サービス種類コード24,サービス種類コード25,サービス種類コード26,サービス種類コード27,サービス種類コード28,サービス種類コード29,サービス種類コード30,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG</p>

テーブル名	格納情報
サービス種類限定履歴情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,要介護認定履歴連番,サービス種類コード01,サービス種類コード02,サービス種類コード03,サービス種類コード04,サービス種類コード05,サービス種類コード06,サービス種類コード07,サービス種類コード08,サービス種類コード09,サービス種類コード10,サービス種類コード11,サービス種類コード12,サービス種類コード13,サービス種類コード14,サービス種類コード15,サービス種類コード16,サービス種類コード17,サービス種類コード18,サービス種類コード19,サービス種類コード20,サービス種類コード21,サービス種類コード22,サービス種類コード23,サービス種類コード24,サービス種類コード25,サービス種類コード26,サービス種類コード27,サービス種類コード28,サービス種類コード29,サービス種類コード30,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
種類変更情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,種類変更申請日,種類変更状態区分,申請者区分,種類変更申請受理日,種類変更申請番号,現状サービス内容,希望サービス内容,種類変更申請理由コード,受付場所コード,種類変更申請者郵便番号,種類変更申請者住所,種類変更申請者氏名,種類変更申請者電話番号,申請者関係コード,種類変更審査依頼日,種類変更審査日,種類変更認定日,種類変更認定理由コード,種類変更認定通知書通知日,審査会コード,要介護担当地区コード,審査会意見,かかりつけ医医療機関コード,かかりつけ医市町村,かかりつけ医コード,かかりつけ医氏名,かかりつけ医意見書作成依頼日,かかりつけ医意見書作成日,かかりつけ医意見書入手日,かかりつけ医意見書番号,疾病区分,傷病名,その他意見,意見書作成依頼書通知日,種類変更認定通知書最新発行日,種類変更認定通知書発行回数,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
審査会意見情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,審査会意見,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
理由マスター	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,理由コードID,理由コード,機能区分,理由概要,理由内容,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
入院情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,要介護認定申請日,入院連番,入院日,退院日,事業者名称,3ヶ月前入院日数,4ヶ月前入院日数,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
認定対象者情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,資格得喪履歴連番,履歴番号,認定申請日,宛名コード,基本氏名カナ,基本氏名,基本通称名カナ,基本通称名,氏名利用区分,基本生年月日,基本性別コード,基本続柄コード,基本住所コード,基本市内外区分,基本カタスマバーコード,基本住所,基本住所方書,基本郵便番号,地区コード1,地区コード2,地区コード3,地区コード4,地区コード5,資格異動日,資格取得日,資格喪失日,一号該当日,資格異動事由コード,資格情報消除フラグ,被保険者区分,被保険者送付先連番,住記提供済フラグ,認定情報管理市町村コード,訪問調査情報管理市町村コード,意見書管理市町村コード,審査会管理市町村コード,訪問調査備考,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
無資格者情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,支所コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,認定状態区分,認定進行フラグ,訪問調査進行フラグ,意見書進行フラグ,審査会進行フラグ,要介護認定変更区分,要介護認定廃止区分,要介護認定廃止日,職権修正区分,職権修正日,職権修正者管理市町村コード,職権修正者コード,要介護認定申請受理日,要介護認定申請番号,要介護認定申請区分,要介護認定申請識別区分,要介護認定申請理由コード,受付場所コード,要介護担当地区コード,申請者区分,申請者関係コード,申請代行事業者管理市町村コード,申請者宛名コード,申請者氏名,申請者住所,申請者郵便番号,申請者電話番号,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,入所施設管理市町村コード,入所施設コード,調査時警告フラグ,調査同意日,調査同意書番号,訪問調査希望日時1,訪問調査希望日時2,訪問調査希望日時3,調査実施場所区分,訪問調査回目,調査票回収予定期日,調査委託日,予定期調査実施日,予定期調査実施開始時刻,訪問調査日,訪問調査開始時刻,

テーブル名	格納情報
	<p>調査委託事業者管理市町村コード,調査委託事業者コード,訪問調査員管理市町村コード,訪問調査員コード,調査結果入手日,調査票番号,訪問調査事業者委託カウント,一次判定警告コード,かかりつけ医医療機関管理市町村コード,かかりつけ医医療機関コード,かかりつけ医管理市町村コード,かかりつけ医コード,かかりつけ医氏名,意見書回目,意見書作成医療機関管理市町村コード,意見書作成医医療機関コード,意見書作成医管理市町村コード,意見書作成医コード,意見書作成医氏名,意見書作成医区分,意見書診断フラグ,かかりつけ医意見書作成依頼日,意見書作成依頼書通知日,意見書作成依頼書最新発行日,意見書作成依頼書発行回数,意見書回収予定日,診断命令書最新発行日,かかりつけ医意見書作成日,かかりつけ医意見書入手日,かかりつけ医意見書番号,疾病区分,傷病名,その他意見,一次審査日,一次審査要介護状態区分,二次審査依頼日,二次審査予定日,二次審査日,</p> <p>審査会会場管理市町村コード,審査会会場コード,審査会開始時刻,審査会管理市町村コード,審査会コード,審査順番号,一次判定結果変更理由,二次審査要介護状態区分,審査会意見コード,サービス種類限定フラグ,認定有効月数,要介護認定日,認定有効開始日,認定有効終了日,要介護認定認定理由コード,認定通知書通知日,認定通知書最新発行日,認定通知書発行回数,転入前保険者コード,転入前保険者名,転入前被保険者番号,転入前受給資格証明書発行日,受給資格証明書最新発行日,受給資格証明書通知日,受給資格証明書発行回数,処分延期事由コード,処分延期決定日,認定処理予定日,処分延期通知書最新発行日,処分延期通知書通知日,処分延期通知書発行回数,目標訪問調査依頼日,目標訪問調査票回収日,目標かかりつけ医意見書依頼日,目標かかりつけ医意見書回収日,目標一次審査日,目標二次審査日,目標認定通知日,前回履歴番号,前回要介護認定申請日,前回調査最大回数,前回認定有効月数,前回要介護認定日,</p> <p>前回認定有効開始日,前回認定有効終了日,前回一次審査要介護状態区分,前回二次審査要介護状態区分,前回介護保険審査会要介護状態区分,前回サービス種類限定フラグ,前回訪問調査員管理市町村コード,前回訪問調査員コード,前回意見書作成医管理市町村コード,前回意見書作成医コード,前回合議体管理市町村コード,前回合議体コード,家族介護状態区分,家族介護拡大額,備考,備考訪問調査,備考意見書,備考審査会,国保連への通知日,申請抽出フラグ,審査結果抽出フラグ,認定センタ送信日,勧奨通知日,送付先連番,更新申請区分,訪問調査在宅区分,意見書在宅区分,意見書新規継続区分,本人同意フラグ,審査会割当状態区分,モバイル依頼区分,再調査区分廃止フラグ,痴呆性高齢者の印,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5,予備6,予備7,予備8,予備9,予備10,職権対応内容区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG,法改正フラグ,前回法改正フラグ,蓋然性評価コード,蓋然性評価パーセント,推定給付区分コード,要介護1状態像コード</p>
転入者管理情報	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,市町村コード,支所コード,宛名コード,被保険者番号,転入者氏名カナ,転入者氏名,転入者性別コード,転入者生年月日,転入者住所,資格取得日,証有効終了日,交付日,要介護状態区分,認定日,認定有効開始日,認定有効終了日,サービス種類留意事項,介護支援事業者名,訪問通所系支給限度点数,訪問通所系基準該当分点数,短期入所系支給限度点数,短期入所系基準該当分点数,備考,資格者証有効開始日,資格者証有効終了日,転入者方書,転入前受給資格証明書発行日,転入前保険者コード,転入前保険者名,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
転入・資格喪失者連携管理情報	タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,保険者番号,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,転入情報連携フラグ,転入情報連携日,資格喪失情報連携フラグ,資格喪失情報連携日,資格喪失日,資格喪失センタ送信日,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
給付バッチ進行管理情報	保険者番号,市町村コード,プロセスID,プロセスID枝番,管理年月日1,管理時刻1,管理年月日2,管理時刻2,管理年月日3,管理時刻3,管理年月日4,管理時刻4,管理年月日5,管理時刻5,プロセスフリー領域,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
地域包括支援センター連携管理情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,事業者番号,地区コード,データ送信日,資格連絡事由コード,認定連絡事由コード,宛名コードフラグ,漢字氏名フラグ,カナ氏名フラグ,生年月日フラグ,性別フラグ,郵便番号フラグ,住所フラグ,方書フラグ,電話番号フラグ,連絡先情報フラグ,送付先情報フラグ,認定情報フラグ,主治医意見書情報フラグ,訪問調査票書情報フラグ,給付制限情報フラグ,利用者負担情報フラグ,特定入所者介護費情報フラグ,社会福祉法人軽減額情報フラグ,本人同意フラグ,前回地区コード,前回データ送信日,前回資格連絡事由コード,前回認定連絡事由コード,前回宛名コードフラグ,前回漢字氏名フラグ,前回カナ氏名フラグ,前回生年月日フラグ,前回性別フラグ,前回郵便番号フラグ,前回住所フラグ,前回方書フラグ,前回電話番号フラグ,前回連絡先情報フラグ,前回送付先情報フラグ,前回認定情報フラグ,前回主治医意見書情報フラグ,前回訪問調査票書情報フラグ,前回給付制限情報フラグ,前回利用者負担情報フラグ,前回特定入所者介護費情報フラグ,前回社会福祉法人軽減額情報フラグ,前回本人同意フラグ,前々回地区コード,前々回データ送信日,前々回資格連絡事由コード,前々回認定連絡事由コード,前々回宛名コードフラグ,前々回漢字氏名フラグ,前々回カナ氏名フラグ,前々回生年月日フラグ,前々回性別フラグ,前々回郵便番号フラグ,前々回方書フラグ,前々回電話番号フラグ,前々回連絡先情報フラグ,前々回送付先情報フラグ,前々回認定情報フラグ,前々回主治医意見書情報フラグ,前々回訪問調査票書情報フラグ,前々回給付制限情報フラグ,前々回利用者負担情報フラグ,前々回特定入所者介護費情報フラグ,前々回社会福祉法人軽減額情報フラグ,前々回本人同意フラグ,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
居宅サービス計画届出情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,居宅有効開始日,居宅有効終了日,最新届出フラグ,届出日,居宅サービス計画届出番号,届出区分,作成区分,居宅介護支援事業者番号,事業者区分,介護支援専門員名,計画変更日,計画変更事由,小規模多機能型居宅サービス利用有無,電話番号,委託先居宅介護支援事業者番号,申請者関係コード,代理人一委任日,代理人一郵便番号,代理人一住所,代理人一電話番号,代理人一氏名,居宅サービス計画適用開始日,居宅サービス計画適用終了日,申請受付日,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支所コード,国保連提出区分,国保連送付済フラグ,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
給付管理票情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,対象年月,種別区分,給付管理票番号,作成日,給付管理票作成区分,居宅サービス計画作成区分,居宅介護支援事業者番号,事業者区分,要介護状態区分,限度額適用開始年月,限度額適用終了年月,支給限度額,前月まで給付計画日数,指定サービス分小計,基準該当サービス分小計,給付計画合計点数,担当介護支援専門員番号,委託先の居宅介護支援事業者番号,委託先の担当介護支援専門員番号,申請届出日,申請受付日,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支所コード,国保連提出区分,国保連送付済フラグ,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
給付管理票明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,対象年月,種別区分,連番,居宅介護支援事業者番号,事業者区分,サービス種類コード,給付計画点数,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
受給者異動累積情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,受給者異動累積区分,異動年月,送付履歴番号,宛名基本更新フラグ,資格得喪更新フラグ,要介護認定更新フラグ,老人保健更新フラグ,生活保護更新フラグ,施設入所更新フラグ,居宅計画更新フラグ,償還払更新フラグ,一時差止更新フラグ,給付額減額更新フラグ,減額免除更新フラグ,標準負担更新フラグ,特定標準更新フラグ,一割負担更新フラグ,旧措置者更新フラグ,特定入所者更新フラグ,社福軽減更新フラグ,後期高齢者更新フラグ,国民健康保険更新フラグ,二次予防更新フラグ,事業対象者更新フラグ,負担割合更新フラグ,作成処理済フラグ,異動連絡票作成年月,異動連絡票作成回数,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
受給者異動履歴情報	タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,保険者番号,交換情報識別番号,異動年月日,異動区分コード,訂正年月日,訂正区分コード,異動事由,市町村コード,証記載保険者番号,被保険者番号,異動所属コード,異動職員コード,基本市町村コード,基本宛名コード,基本異動日,基本異動区分コード,被保険者氏名カナ,生年月日,性別コード,資格市町村コード,資格変更前資格取得日,資格異動区分コード,資格異動事由コード,資格取得年月日,資格喪失年月日,市町村資格取得日,市町村資格喪失日,老人市町村コード,老人宛名コード,老人保健取得日,老人保健喪失日,老人異動区分コード,老人保健市町村番号,老人保健受給者番号,公費負担者番号,広域連合政令市保険者番号,生保市町村コード,生保宛名コード,生保生活保護受給開始日,生保異動区分コード,公費負担上限額減額の有無,要介護市町村コード,要介護認定申請日,要介護履歴番号,要介護異動区分コード,申請種別コード,変更申請中区分コード,申請年月日,みなし要介護区分コード,要介護状態区分コード,認定有効期間開始年月日,認定有効期間終了年月日,

テーブル名	格納情報
	<p>要介護認定廃止日,居宅市町村コード,居宅届出日,居宅異動区分コード,居宅サービス計画作成区分コード,居宅介護支援事業所番号,居宅サービス計画適用開始年月日,居宅サービス計画適用終了年月日,小規模多機能型居宅サービス利用有無,訪問通所サービス支給限度基準額,訪問通所サービス上限適用開始年月日,訪問通所サービス上限適用終了年月日,短期入所サービス支給限度基準額,短期入所サービス上限適用開始年月日,短期入所サービス上限適用終了年月日,支払市町村コード,支払給付制限種類区分,支払給付制限適用決定日,支払異動区分コード,償還払化開始年月日,償還払化終了年月日,給付額市町村コード,給付額給付制限種類区分,給付額給付制限適用決定日,給付額異動区分コード,給付率引下げ開始年月日,給付率引下げ終了年月日,減免市町村コード,減免申請日,減免異動区分コード,減免申請中区分コード,利用者負担区分コード,給付率,適用開始年月日,適用終了年月日,減額市町村コード,減額申請日,減額異動区分コード,標準負担区分コード,負担額,負担額適用開始年月日,負担額適用終了年月日,施設市町村コード,施設宛名コード,施設入所年月日,施設異動区分コード,施設入所日,施設退所日,旧措置者終了日,生活保護受給開始日,</p> <p>生活保護受給廃止日,特定入所者市町村コード,特定入所者異動区分コード,特定入所者申請日,特定入所者申請中区分コード,特定入所者区分コード,課税層の特例減額措置対象,食費負担限度額,負担限度額ユニット型個室,負担限度額ユニット型準備室,負担限度額従来型個室一特,負担限度額従来型個室一老療,負担限度額多床室,負担限度額居住費一新1,負担限度額居住費一新2,負担限度額居住費一新3,負担限度額適用開始日,負担限度額適用終了日,社福市町村コード,社福異動区分コード,社福軽減率,社福軽減率適用開始日,社福軽減率適用終了日,後期市町村コード,後期異動区分コード,後期宛名コード,後期保険者番号,後期被保険者番号,被保険者資格取得年月日,被保険者資格喪失年月日,保険者番号適用開始年月日,保険者番号適用終了年月日,国保市町村コード,国保異動区分コード,国保宛名コード,</p> <p>国保保険者番号,国保被保険者証番号,国保個人番号,国保世帯加入日,国保世帯離脱日,国保退職該当日,国保退職非該当日,二次市町村コード,基本チェックリスト回答年月日,二次異動区分コード,二次予防事業対象区分コード,二次予防事業対象有効期間開始年月日,二次予防事業対象有効期間終了年月日,二次突合認定日,住特市町村コード,住特異動区分コード,住所地特例対象者区分コード,施設所在保険者番号,住所地特例適用開始年月日,住所地特例適用終了年月日,二割市町村コード,二割異動区分コード,二割負担適用開始年月日,二割負担適用終了年月日,基本チェックリスト実施年月日,事業訂正内容コード,認定事業履歴開始日,要介護認定廃止区分,合併広域作成フラグ,国保連送付済フラグ,異動連絡票作成年月,異動連絡票作成回数,訂正連絡票作成年月,訂正連絡票作成回数,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG</p>
共同処理用受給者異動履歴情報	タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,保険者番号,交換情報識別番号-基本,異動年月日,異動区分コード,訂正年月日,訂正区分コード,異動事由,証記載保険者番号,市町村資格取得日,市町村資格喪失日,被保険者番号,市町村コード,基本-市町村コード,基本-宛名コード,基本-基本異動日,基本-異動区分コード,被保険者氏名-漢字,郵便番号,住所-カナ,住所-漢字,電話番号,帳票出力順序コード,交換情報識別番号-償還,償還-市町村コード,償還-給付制限決定日,償還-異動区分コード,保険給付支払の一時差止の開始年月日,保険給付支払の一時差止の終了年月日,保険給付支払の一時差止区分コード,種類コード01,種類コード02,種類コード03,種類コード04,種類コード05,種類コード06,種類コード07,種類コード08,種類コード09,種類コード10,種類コード11,種類コード12,種類コード13,種類コード14,種類コード15,種類コード16,種類コード17,種類コード18,種類コード19,種類コード20,保険給付支払の一時差止金額,交換情報識別番号-高額,高額-市町村コード,高額-基準日,高額-異動区分コード,世帯主被保険者番号-世帯集約番号,世帯所得区分コード,所得区分コード,老齢福祉年金受給の有無,利用者負担第2段階,支給申請書出力の有無,合併広域作成フラグ,国保連送付済フラグ,異動連絡票作成年月,異動連絡票作成回数,訂正連絡票作成年月,訂正連絡票作成回数,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
受給者異動累積認定訂正情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,調査回数,送付履歴番号,訂正年月日,訂正区分コード,異動年月,要介護認定申請日,認定状態区分,要介護認定変更区分,要介護認定廃止区分,要介護認定廃止日,職権修正区分,職権修正日,職権修正者管理市町村コード,要介護認定申請受理日,要介護認定申請番号,要介護認定申請区分,要介護認定申請識別区分,二次審査要介護状態区分,要介護認定日,認定有効開始日,認定有効終了日,削除フラグ,作成処理済フラグ,訂正連絡票作成年月,訂正連絡票作成回数,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
受給者異動累積資格訂正情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,資格取得日,資格喪失日,送付履歴番号,訂正年月日,訂正区分コード,異動年月,資格得喪履歴連番,宛名コード,資格異動日,一号該当日,資格異動事由コード,資格情報消除フラグ,被保険者区分,被保険者送付先連番,住記提供済フラグ,資格届出日,住記提供データ作成日,市町村資格取得日,市町村資格喪失日,市町村一号該当日,異動フラグ,資格取得連番,作成処理済フラグ,訂正連絡票作成年月,訂正連絡票作成回数,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
受給者異動累積二次予防訂正情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,基本チェックリスト回答年月日,送付履歴番号,訂正年月日,訂正区分コード,異動年月,判定年月日,二次予防事業対象者区分コード,有効期間開始年月日,有効期間終了年月日,変更前有効期間終了年月日,判定地域包括支援センター,介護地区コード,削除区分,作成処理済フラグ,訂正連絡票作成年月,訂正連絡票作成回数,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
受給者異動累積事業対象者訂正情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,基本チェックリスト実施年月日,送付履歴番号,訂正年月日,訂正区分コード,異動年月,事業対象者区分コード,判定年月日,有効期間開始年月日,有効期間終了年月日,変更前有効期間終了年月日,取消区分,訂正内容コード,削除区分,作成処理済フラグ,訂正連絡票作成年月,訂正連絡票作成回数,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い申請情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,整理番号,申請書番号,申請給付種類コード,申請日,受付日,申請事由名称コード,その他事由,申請者関係区分コード,申請者事業者番号,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,申請者電話番号,支所コード,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支払方法区分コード,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人ナ,口座名義人,送付先連番,送付先宛名コード,貸付申請区分コード,貸付番号,貸付日,貸付額,貸付終了日,保険請求額,利用者負担額,国保連提出区分コード,支給区分コード,支給決定日,点数,支払金額合計,支給不支給理由,受領委任区分,受領委任事業者番号,償還処理状態区分,支払状態区分,領収証確認フラグ,サービス提供証明書確認フラグ,受領委任確認フラグ,備考,審査自応区分,支払予定開始日-委託窓口払用,支払予定終了日-委託窓口払用,償還連絡票作成年月,審査年月,決定通知書作成区分,決定通知書番号,国保連決定通知書番号,提供月要介護状態区分,提供月認定有効開始日,提供月認定有効終了日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い明細基本情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,整理番号,事業者番号,交換情報識別番号,居宅サービス計画作成区分コード,居宅介護支援事業者番号,開始日,中止日,中止理由コード,入所日,退所日,入所実日数,外泊日数,退所後の状態コード,保険給付率,サービス点数,保険請求額,利用者負担額,緊急時施設療養保険請求分合計額,特定診療費保険請求分合計額,食事提供費請求額,緊急時施設療養費情報有無フラグ,特定診療費情報有無フラグ,食事費用情報有無フラグ,送付対象区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,交換情報識別番号,サービス種類コード,サービス項目コード,連番,点数,日数回数,サービス点数,摘要,施設所在保険者番号,審査方法区分コード,送付対象区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い緊急時施設療養情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,交換情報識別番号,連番,緊急時傷病名1,緊急時傷病名2,緊急時傷病名3,緊急時治療開始日1,緊急時治療開始日2,緊急時治療開始日3,往診医療機関名,通院医療機関名,往診日数,通院日数,緊急時治療管理点数,緊急時治療管理日数,緊急時治療管理小計,リハビリテーション点数,処置点数,手術点数,麻酔点数,放射線治療点数,摘要1,摘要2,摘要3,摘要4,摘要5,摘要6,摘要7,摘要8,摘要9,摘要10,摘要11,摘要12,摘要13,摘要14,摘要15,摘要16,摘要17,摘要18,摘要19,摘要20,緊急時施設療養費合計点数,所定疾患施設療養費傷病名1,所定疾患施設療養費傷病名2,所定疾患施設療養費傷病名3,所定疾患施設療養費開始日1,所定疾患施設療養費開始日2,所定疾患施設療養費開始日3,所定疾患施設療養費単位数,所定疾患施設療養費日数,所定疾患施設療養費小計,送付対象区分コード,摘要フラグ,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い特定診療費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,交換情報識別番号,連番,傷病名,指導管理料点数,単純エックス線点数,リハビリテーション点数,精神科専門療法点数,予備1,予備2,合計点数,摘要1,摘要2,摘要3,摘要4,摘要5,摘要6,摘要7,摘要8,摘要9,摘要10,摘要11,摘要12,摘要13,摘要14,摘要15,摘要16,摘要17,摘要18,摘要19,摘要20,送付対象区分コード,摘要フラグ,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
償還払い食事費用情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,交換情報識別番号,標準負担額月額,標準負担額日額,基本食提供日数,基本食提供単価,基本食提供金額,特別食提供日数,特別食提供単価,特別食提供金額,食事提供延べ日数,食事提供費合計,食事提供請求額,送付対象区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い居宅サービス計画費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,対象年月,事業者番号,整理番号,交換情報識別番号,指定／基準該当事業者区分コード,点数単価,居宅サービス計画作成依頼届出日,連番,サービスコード,単位数,日数回数,点数,単位数合計,請求金額,担当介護支援専門員番号,摘要,審査方法区分コード,国保連提出区分,支給区分コード,送付対象区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い福祉用具購入費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,連番,交換情報識別番号,サービスコード,福祉用具購入日,領収書記載日,福祉用具商品名,福祉用具種目コード,福祉用具製造事業者名,福祉用具販売事業者名,販売事業者電話番号,保険給付率,購入金額,保険請求算定額,支給予定額,品目コード,審査方法区分コード,送付対象区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い住宅改修費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,連番,交換情報識別番号,サービスコード,住宅改修着工日,住宅改修完成日,領収書記載日,住宅改修事業者名,住宅改修先住所連番,住宅改修先郵便番号,住宅改修先住所,住宅改修先電話番号,保険給付率,改修金額,保険請求算定額,支給予定額,リセット区分,住宅改修区分1,住宅改修区分2,住宅改修区分3,住宅改修区分4,住宅改修区分5,住宅改修区分6,理由書作成日,理由書作成事業者番号,理由書作成者名,審査方法区分コード,送付対象区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い集計情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,整理番号,事業者番号,交換情報識別番号,サービス種類コード,サービス実日数,計画単位数,限度額管理対象点数,限度額管理対象外点数,短期入所実日数,点数合計,点数単価,請求額,利用者負担額,出来高分点数合計,出来高分請求額,出来高分利用者負担額,審査方法区分コード,国保連提出区分,支給区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い支給決定者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,整理番号,事業者番号,サービス種類コード,連番,国保連決定通知書番号,支給区分コード,点数,支払金額,増減点,支払方法区分コード,備考1,備考2,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い特定診療費明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,交換情報識別番号,連番,傷病名,識別番号,単位数,回数,サービス単位数,送付対象区分コード,摘要,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い食事費用明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,交換情報識別番号,サービス種類コード,サービス項目コード,連番,単価,日数,金額,送付対象区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
標準負担額差額明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,整理番号,標準負担額月額,標準負担額日額,食事提供費合計,減免負担額月額,減免負担額日額,減免食事提供費合計,食事提供請求額,最終更新日,最終更新時刻,最終更新所属コード,最終更新職員コード,最終更新PG,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
事前相談情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事前承認番号,申請書番号,申請給付種類コード,申請日,受付日,申請事由名称コード,その他事由,申請者関係区分コード,申請者事業者番号,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,申請者電話番号,支所コード,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支払方法区分コード,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人,口座名義人,送付先連番,送付先宛名コード,貸付申請区分コード,貸付番号,貸付日,貸付額,貸付終了日,保険請求額,利用者負担額,支給区分コード,支給決定日,支払金額合計,支給不支給理由,受領委任区分,受領委任事業者番号,償還処理状態区分,受領委任確認フラグ,備考,決定通知書番号,支給申請番号,提供月要介護状態区分,提供月認定有効開始日,提供月認定有効終了日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
事前相談明細基本情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事前承認番号,事業者番号,交換情報識別番号,保険給付率,サービス点数,保険請求額,利用者負担額,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
事前相談福祉用具購入費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,事前承認番号,連番,交換情報識別番号,サービスコード,福祉用具購入日,領収書記載日,福祉用具商品名,福祉用具種目コード,福祉用具製造事業者名,福祉用具販売事業者名,販売事業者電話番号,保険給付率,購入金額,保険請求算定額,支給予定額,品目コード,審査方法区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
事前相談住宅改修費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,事前承認番号,連番,交換情報識別番号,サービスコード,住宅改修着工日,住宅改修完成日,領収書記載日,住宅改修事業者名,住宅改修事業者電話番号,申請者関係区分コード,所有者名,住宅区分,住宅改修先住所連番,住宅改修先郵便番号,住宅改修先住所,住宅改修先電話番号,保険給付率,改修金額,保険請求算定額,支給予定額,リセット区分,住宅改修区分1,住宅改修区分2,住宅改修区分3,住宅改修区分4,住宅改修区分5,住宅改修区分6,理由書作成日,理由書作成事業者番号,理由書作成者名,審査方法区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
事前相談集計情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事前申請番号,事業者番号,交換情報識別番号,サービス種類コード,サービス実日数,限度額管理対象点数,限度額管理対象外点数,請求額,利用者負担額,審査方法区分コード,支給区分コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い起動バッチ情報	保険者番号,バッチ起動区分,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,整理番号,申請書番号,申請給付種類コード,申請日,受付日,支払方法区分コード,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人ナ,口座名義人,貸付申請区分コード,貸付番号,貸付日,貸付額,貸付終了日,保険請求額,利用者負担額,支給区分コード,支給決定日,点数,支払金額合計,支払状態区分,審査自庁区分,審査年月,受領委任区分,受領委任事業者番号,提供月要介護状態区分,提供月認定有効開始日,提供月認定有効終了日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
事前相談決定者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事前承認番号,事業者番号,サービス種類コード,連番,国保連決定通知書番号,支給区分コード,点数,支払金額,増減点,支払方法区分コード,備考1,備考2,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
事前相談住宅改修費付記情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事前承認番号,申請書番号,申請給付種類コード,住宅改修先住所連番,理由書有無コード,住宅所有者の承諾有無コード,見積書有無フラグ,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5,予備6,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
償還払い住宅改修費付記情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,整理番号,申請書番号,申請給付種類コード,住宅改修先住所連番,理由書有無コード,住宅所有者の承諾有無コード,見積書有無フラグ,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5,予備6,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
特定入所者介護サービス費負担額差額申請情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,特入差額整理番号,特入差額申請書番号,特入差額申請給付種類コード,事業者番号,申請日,受付日,申請事由名称コード,その他事由,申請者関係区分コード,申請者事業者番号,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,申請者電話番号,支所コード,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支払方法区分コード,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人ナ,口座名義人,送付先連番,送付先宛名コード,自己負担支払額,自己負担開始年月日,自己負担終了年月日,自己負担日数,費用額合計,保険分請求額合計,利用者負担額合計,支給区分コード,支給決定日,支給額,支給不支給理由,審査年月,決定通知書作成区分,決定通知書番号,償還処理状態区分,支払状態区分,審査自庁区分,支払予定開始日,支払予定終了日,領収証確認フラグ,認定証確認フラグ,備考,申請日要介護状態区分,申請日認定有効開始日,申請日認定有効終了日,特入基準日,特入利用者負担段階,特入認定日,特入開始日,特入終了日,特入認定区分,負担限度額ユニット型個室,負担限度額ユニット型準個室,負担限度額従来型個室-特,負担限度額従来型個室-老療,負担限度額多床室,負担限度額食費,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
特定入所者介護サービス費負担額差額明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,特入差額整理番号,事業者番号,サービス提供年月,レコード番号,サービス種類コード,サービス項目コード,費用単価,負担限度額,日数,費用額,保険分請求額,利用者負担額,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額算定情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,基準日,世帯コード,所得区分コード,老齢福祉年金受給の有無,利用者負担第2段階,激変緩和措置対象者区分,境界層区分コード,境界前所得区分コード,支給申請書出力の有無,自動償還停止区分,停止理由コード,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額対象者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,作成年月,対象番号,サービス費用合計額合計,利用者負担額合計,算定基準額,支払済金額合計,高額支給額,元利用者負担額合計,元算定基準額,元高額支給額,社福区分,市単区分,戻入区分,備考,対象者情報作成年月日,勧奨通知書番号,勧奨通知書作成日,事業者設定区分,事業者番号,受領委任区分,住所地特例区分,申請区分,手書申請区分,対象者無効区分,対象者統合区分,対象者統合元作成年月,月遅れ実績区分,算定基準日,世帯コード,所得区分コード,老福の有無,利用者負担第2段階,激変緩和措置対象者区分,世帯合算区分コード,境界層区分コード,境界前所得区分コード,自動償還区分,社福軽減率,社福利用者負担額,社福軽減額,社福軽減利用者負担額,予備,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額該当付実績情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,作成年月,対象番号,事業者番号,サービス種類コード,サービス費用合計額,利用者負担額,元利用者負担額,社福区分,市単区分,備考,月遅れ実績区分,所得区分コード,老福の有無,利用者負担第2段階,激変緩和措置対象者区分,世帯合算区分コード,自動償還区分,社福軽減率,社福利用者負担額,社福軽減額,社福軽減利用者負担額,予備,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額申請情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,作成年月,勧奨通知書番号,受付番号,対象番号,サービス費用総計,支払額合計,算定基準額,支払済金額合計,申請日,申請者関係コード,申請者事業者番号,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,申請者電話番号,支払方法区分コード,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人ナカ,口座名義人,送付先連番,送付先宛名コード,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支所コード,世帯合算区分コード,世帯集約番号,領收証確認フラグ,受領委任確認フラグ,給付制限フラグ,給付割合,備考,貸付申請区分コード,貸付番号,貸付日,貸付額,貸付終了日,受付年月日,決定年月日,支給区分コード,支給金額,不支給理由,受領委任区分,受領委任事業者番号,判定結果作成年月,審査方法区分コード,決定作成年月,決定者情報作成年月日,決定番号,利用者負担額一国保連決定,支給区分コード一国保連決定,決定年月一国保連決定,高額支給額一国保連決定,処理状態区分,支払状態区分,審査自庁区分,オンライン決定区分,決定通知書作成区分,決定通知書番号,支払予定開始年月日,支払予定終了年月日,手書申請区分,自動償還区分,予備,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額福祉連携情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,宛名コード,関連宛名コード,サービス提供年月,履歴番号,カレント履歴番号,作成年月,審査年月,利用者負担額合計,利用者負担額合計-受給,利用者負担額合計-決定,利用者負担額合計-送付,算定基準額,高額支給額,高額支給額-受給,高額支給額-決定,高額支給額-送付,住所地特例区分,再審査過誤区分,給付制限種類区分,処理状態区分,支払状態区分,支給区分コード,相殺区分,給付受給状況区分,確認区分,送付対象フラグ,力ナ氏名,性別コード,生年月日,宛名コード-福祉,力ナ氏名-福祉,性別コード-福祉,生年月日-福祉,住民区分-福祉,要介護認定開始日-福祉,要介護認定終了日-福祉,要介護度-福祉,抽出年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額戻入情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,作成年月,世帯コード,戻入依頼宛名コード,サービス費用合計額合計,利用者負担額合計,算定基準額,支払済金額合計,高額支給額,高額支給総額,支払済総額,戻入予定額,戻入金額,戻入事由-過誤申立,戻入事由-再請求,戻入事由-限度額増,戻入状況区分,レコード確定区分,依頼中再請求区分,戻入依頼日,戻入完了日,戻入結果登録日,状況変更年月,変更前戻入状況区分,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
高額軽減情報	保険者番号,市町村コード,世帯コード,対象年度,勧奨年月,被保険者番号,申請書提出期限年月日,勧奨時適用開始年月,勧奨理由,申請年月日,受付年月日,申請有無区分,決定年月日,決定区分,決定理由,世帯一号人数,世帯収入金額,承認後所得区分,適用開始年月,適用終了年月,8月度所得,9月度所得,10月度所得,11月度所得,12月度所得,翌1月度所得,翌2月度所得,翌3月度所得,翌4月度所得,翌5月度所得,翌6月度所得,翌7月度所得,申請者関係コード,申請者事業者番号,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,申請者電話番号,送付先宛名コード,収入証明書類確認フラグ,備考,収入01-審査対象区分,収入01-被保険者番号,収入01-年金収入,収入01-給与収入,収入01-その他の収入,収入01-収入合計,収入02-審査対象区分,収入02-被保険者番号,収入02-年金収入,収入02-給与収入,収入02-その他の収入,収入02-収入合計,収入03-審査対象区分,収入03-被保険者番号,収入03-年金収入,収入03-給与収入,収入03-その他の収入,収入03-収入合計,収入04-審査対象区分,収入04-被保険者番号,収入04-年金収入,収入04-給与収入,収入04-その他の収入,収入04-収入合計,収入05-審査対象区分,収入05-被保険者番号,収入05-年金収入,収入05-給与収入,収入05-その他の収入,収入05-収入合計,収入06-審査対象区分,収入06-被保険者番号,収入06-年金収入,収入06-給与収入,収入06-その他の収入,収入06-収入合計,予備1,予備2,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
支払予定管理情報	保険者番号,市町村コード,申請区分,会計年度,サービス提供年月,被保険者番号,通知書番号,通番,要介護認定識別区分,受領委任区分,受領委任事業者番号,申請給付種類コード,支払方法区分コード,口座連番,被仕向銀行番号,被仕向支店番号,預金種目,口座番号,口座名義人ナ,口座名義人,保険請求額,自己負担額,貸付額,控除額,支払予定期間開始日,支払予定期間終了日,当初支払予定期額,支払予定期額,支払日,支払済金額,返納予定期額,返納日,返納済額,滞納額,審査自庁区分,支払状態区分,支払情報作成日,削除フラグ,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
給付実績基本情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,相殺区分,実績作成元コード,カレント履歴番号,交換情報識別番号,給付実績区分コード,整理番号,給付実績情報作成区分コード,居宅サービス計画作成区分コード,居宅介護支援事業者番号,開始年月日,中止年月日,中止理由コード,入所年月日,退所年月日,入所実日数,外泊日数,退所後の状態コード,保険給付率,前サービス点数,前保険請求額,前利用者負担額,前緊急保険請求額,前特定保険請求額,前食事請求額,後サービス点数,後保険請求額,後利用者負担額,後緊急保険請求額,後特定保険請求額,後食事請求額,生年月日,性別コード,要介護状態区分コード-国保連,要介護状態区分コード,旧措置入所者特例コード-国保連,旧措置入所者特例コード,認定有効開始年月日,認定有効終了年月日,老人保健市町村番号,老人保健受給者番号,後期保険者番号,後期被保険者番号,国保保険者番号,国保被保険者証番号,国保個人番号,公費1負担者番号,公費1受給者番号,公費1給付率,公費1前サービス点数,公費1前請求額,公費1前本人負担額,公費1前緊急請求額,公費1前特定請求額,公費1前食事請求額,公費1後サービス点数,公費1後請求額,公費1後本人負担額,公費1後緊急請求額,公費1後特定請求額,公費1後食事請求額,公費2負担者番号,公費2受給者番号,公費2給付率,公費2前サービス点数,公費2前請求額,公費2前本人負担額,公費2前緊急請求額,公費2後サービス点数,公費2後請求額,公費2後本人負担額,公費2後緊急請求額,公費2後特定請求額,公費2後食事請求額,公費3負担者番号,公費3受給者番号,公費3給付率,公費3前サービス点数,公費3前請求額,公費3前本人負担額,公費3前緊急請求額,公費3前特定請求額,公費3前食事請求額,公費3後サービス点数,公費3後請求額,公費3後本人負担額,公費3後緊急請求額,公費3後特定請求額,公費3後食事請求額,再審査過誤申立状態区分,公費フラグ,緊急時施設療養費フラグ,特定診療費フラグ,食事費用フラグ,特定入所者介護費用フラグ,社会福祉法人軽減額フラグ,国保連送付済フラグ,訂正理由,警告区分コード,審査年月,取消解除フラグ,保険者保有作成年月,特入差額支給フラグ,予備,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
給付実績明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,サービス種類コード,サービス項目コード,摘要,前点数,前日数回数,前サービス点数,後点数,後日数回数,後サービス点数,公費1前日数回数,公費1前サービス点数,公費1後日数回数,公費1後サービス点数,公費2前日数回数,公費2前サービス点数,公費2後日数回数,公費2後サービス点数,公費3前日数回数,公費3前サービス点数,公費3後日数回数,公費3後サービス点数,給付種類区分,サービス費種類コード,特例フラグ,公費フラグ,再審査過誤申立状態区分,再審査回数,過誤回数,審査年月,住所地特例フラグ,施設所在保険者番号,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
緊急時施設療養費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,往診医療機関名,通院医療機関名,前往診日数,前通院日数,前緊急時治療管理点数,前緊急時治療管理日数,前緊急時治療管理小計,前リハビリテーション点数,前処置点数,前手術点数,前麻酔点数,前放射線治療点数,前緊急時施設療養費合計点数,前所定疾患施設療養費単位数,前所定疾患施設療養費日数,前所定疾患施設療養費小計,後往診日数,後通院日数,後緊急時治療管理点数,後緊急時治療管理日数,後リハビリテーション点数,後処置点数,後手術点数,後麻酔点数,後放射線治療点数,後所定疾患施設療養費単位数,後所定疾患施設療養費日数,緊急時傷病名1,緊急時傷病名2,緊急時傷病名3,治療開始年月日1,治療開始年月日2,治療開始年月日3,所定疾患施設療養費傷病名1,所定疾患施設療養費傷病名2,所定疾患施設療養費傷病名3,所定疾患施設療養費開始年月日1,所定疾患施設療養費開始年月日2,所定疾患施設療養費開始年月日3,摘要1,摘要2,摘要3,摘要4,摘要5,摘要6,摘要7,摘要8,摘要9,摘要10,摘要11,摘要12,摘要13,摘要14,摘要15,摘要16,摘要17,摘要18,摘要19,摘要20,再審查過誤申立状態区分,摘要フラグ,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
特定診療費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,前指導管理料点数,前単純エックス線点数,前リハビリテーション点数,前精神科専門療法点数,前予備1,前予備2,前合計点数,後指導管理料点数,後単純エックス線点数,後リハビリテーション点数,後精神科専門療法点数,後予備1,後予備2,後合計点数,傷病名,摘要1,摘要2,摘要3,摘要4,摘要5,摘要6,摘要7,摘要8,摘要9,摘要10,摘要11,摘要12,摘要13,摘要14,摘要15,摘要16,摘要17,摘要18,摘要19,摘要20,公費1前指導管理料点数,公費1前単純エックス線点数,公費1前リハビリテーション点数,公費1前精神科専門療法点数,公費1前予備1,公費1前予備2,公費1前合計点数,公費1後指導管理料点数,公費1後単純エックス線点数,公費1後リハビリテーション点数,公費1後精神科専門療法点数,公費1後予備1,公費1後予備2,公費1後合計点数,公費2前指導管理料点数,公費2前単純エックス線点数,公費2前リハビリテーション点数,公費2前精神科専門療法点数,公費2前予備1,公費2前予備2,公費2前合計点数,公費2後指導管理料点数,公費2後単純エックス線点数,公費2後リハビリテーション点数,公費2後精神科専門療法点数,公費2後予備1,公費2後予備2,公費2後合計点数,公費3前指導管理料点数,公費3前単純エックス線点数,公費3前リハビリテーション点数,公費3前精神科専門療法点数,公費3前予備1,公費3前予備2,公費3前合計点数,公費3後指導管理料点数,公費3後単純エックス線点数,公費3後リハビリテーション点数,公費3後精神科専門療法点数,公費3後予備1,公費3後予備2,公費3後合計点数,公費フラグ,摘要フラグ,再審查過誤申立状態区分,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
特定診療費明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,傷病名,識別番号,前単位数,前回数,前サービス単位数,前合計単位数,公費1前回数,公費1前サービス単位数,公費1前合計単位数,公費2前回数,公費2前サービス単位数,公費2前合計単位数,公費3前回数,公費3前サービス単位数,公費3前合計単位数,摘要,後単位数,後回数,後サービス単位数,後合計単位数,公費1後回数,公費1後サービス単位数,公費1後合計単位数,公費2後回数,公費2後サービス単位数,公費2後合計単位数,公費3後回数,公費3後サービス単位数,公費3後合計単位数,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
食事費用情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,標準負担額月額,標準負担額日額,基本提供日数,前基本提供単価,基本提供金額,特別提供日数,前特別提供単価,特別提供金額,食事提供延べ日数,食事提供費合計,前食事提供費請求額,後基本提供単価,後特別提供単価,後食事提供費請求額,公費1対象食事提供延べ日数,公費1食事提供費請求分,公費2対象食事提供延べ日数,公費2食事提供費請求分,公費3対象食事提供延べ日数,公費3食事提供費請求分,公費フラグ,再審查過誤申立状態区分,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
食事費用明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,サービス種類コード,サービス項目コード,前提供単価,前提供日数,前提供金額,後提供単価,後提供日数,後提供金額,給付種類区分,サービス費種類コード,特例フラグ,摘要,再審查過誤申立状態区分,公費フラグ,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
居宅サービス計画費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,指定基準該当等事業者区分コード,点数単価,居宅サービス計画作成依頼届出日,レコード番号,サービスコード,前単位数,前日数回数,前点数,前単位数合計,前請求金額,後単位数,後日数回数,後点数,後単位数合計,後請求金額,担当介護支援専門員番号,摘要,給付種類区分,サービス費種類コード,特例フラグ,再審査過誤申立状態区分,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
福祉用具購入情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,サービスコード,福祉用具購入日,福祉用具商品名,福祉用具種目コード,福祉用具製造事業者名,福祉用具販売事業者名,全体購入費用,購入金額,摘要,給付種類区分,サービス費種類コード,特例フラグ,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
住宅改修費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,サービスコード,申請日,住宅改修着工日,住宅改修完成日,住宅改修区分1,住宅改修区分2,住宅改修区分3,住宅改修区分4,住宅改修区分5,住宅改修区分6,住宅改修事業者名,住宅改修先住所,対象者との関係,住宅所有者名,全体改修費用,改修金額,給付種類区分,サービス費種類コード,特例フラグ,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
給付実績集計情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,サービス種類コード,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,前サービス実日数,前計画点数,前限度額管理対象点数,前限度額管理対象外点数,前短期入所計画日数,前短期入所実日数,前点数合計,前点数単価,前請求額,前利用者負担額,前出来高点数合計,前出来高請求額,前出来高利用者負担額,後短期入所実日数,後点数合計,後請求額,後出来高点数合計,後出来高請求額,公費1前点数合計,公費1前請求額,公費1前本人負担額,公費1前出来高点数合計,公費1前出来高請求額,公費1前出来高本人負担額,公費1後点数合計,公費1後請求額,公費1後出来高点数合計,公費1後出来高請求額,公費2前点数合計,公費2前請求額,公費2前本人負担額,公費2前出来高点数合計,公費2前出来高請求額,公費2前出来高本人負担額,公費2後点数合計,公費2後請求額,公費2後出来高点数合計,公費2後出来高請求額,公費3前点数合計,公費3前請求額,公費3前本人負担額,公費3前出来高点数合計,公費3前出来高請求額,公費3前出来高本人負担額,公費3後点数合計,公費3後請求額,公費3後出来高点数合計,公費3後出来高請求額,給付種類区分,サービス費種類コード,特例フラグ,再審査過誤申立状態区分,公費フラグ,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額介護サービス費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,給付実績区分コード,入力識別番号,履歴番号,相殺区分,実績作成元コード,カレント履歴番号,交換情報識別番号,給付実績情報作成区分コード,受付年月日,決定年月日,利用者負担額,支給額,公費1負担者番号,公費1負担額,公費1支給額,公費2負担者番号,公費2負担額,公費2支給額,公費3負担者番号,公費3負担額,公費3支給額,給付種類区分,サービス費種類コード,特例フラグ,再審査過誤申立状態区分,公費フラグ,国保連送付済フラグ,訂正理由,審査年月,取消解除フラグ,保険者保有作成年月,高額作成年月,予備,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
給付実績エラー管理情報	保険者番号,市町村コード,審査年月,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,整理番号,連番,エラーコード,レコード種別,サービスコード,エラー詳細,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
過誤申立情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,申立履歴番号,カレント履歴番号,審査年月,様式番号,申立理由番号,当初単位数,申立年月日,過誤識別区分,過誤決定年月,過誤申立作成年月,国保連送付済フラグ,過誤申立状態区分,申立元区分,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
再審査申立情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,サービス種類コード,サービス項目コード,申立履歴番号,カレント履歴番号,審査年月,申立対象項目番号,申立理由番号,申立単位数,再審査結果コード,当初請求単位数,原審単位数,決定単位数,調整単位数,保険者負担額,申立年月日,再審査決定年月,再審査申立作成年月,国保連送付済フラグ,再審査申立状態区分,申立元区分,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
特定入所者介護サービス費用情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,サービス種類コード,サービス項目コード,前費用単価,負担限度額,前日数,公費1前日数,公費2前日数,公費3前日数,前費用額,前保険分請求額,公費1前負担額,公費2前負担額,公費3前負担額,前利用者負担額,前費用額合計,前保険分請求額合計,前利用者負担額合計,公費1前負担額合計,公費1前請求額,公費1前本人負担月額,公費2前負担額合計,公費2前請求額,公費3前本人負担月額,後費用単価,後日数,公費1後日数,公費2後日数,公費3後日数,後費用額,後保険分請求額,公費1後負担額,公費2後負担額,公費3後負担額,後利用者負担額,後費用額合計,後保険分請求額合計,後利用者負担額合計,公費1後負担額合計,公費1後請求額,公費1後本人負担月額,公費2後負担額合計,公費2後請求額,公費3後本人負担月額,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
社会福祉法人軽減額情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,サービス種類コード,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,軽減率,受領すべき利用者負担額の総額,軽減額,軽減後利用者負担額,決定後受領すべき利用者負担額の総額,決定後軽減額,決定後軽減後利用者負担額,備考,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
総合事業給付実績明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,レコード番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,サービス種類コード,サービス項目コード,摘要,前単位数,前日数回数,前サービス単位数,後単位数,後日数回数,後サービス単位数,公費1前日数回数,公費1前サービス単位数,公費1後日数回数,公費1後サービス単位数,公費2前日数回数,公費2前サービス単位数,公費2後日数回数,公費2後サービス単位数,公費3前日数回数,公費3前サービス単位数,公費3後日数回数,公費3後サービス単位数,再審査回数,過誤回数,審査年月,住所地特例フラグ,施設所在保険者番号,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
総合事業給付実績集計情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,サービス種類コード,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,前サービス実日数,前計画単位数,前限度額管理対象単位数,前限度額管理対象外単位数,前短期入所計画日数,前短期入所実日数,前単位数合計,前単位数単価,前請求額,前利用者負担額,前出来高単位数合計,前出来高請求額,前出来高利用者負担額,後短期入所実日数,後単位数合計,後請求額,後出来高単位数合計,後出来高請求額,公費1前単位数合計,公費1前請求額,公費1前本人負担額,公費1前出来高単位数合計,公費1前出来高請求額,公費1前出来高本人負担額,公費1後単位数合計,公費1後請求額,公費1後出来高単位数合計,公費1後出来高請求額,公費2前単位数合計,公費2前請求額,公費2前本人負担額,公費2前出来高単位数合計,公費2前出来高請求額,公費2前出来高本人負担額,公費2後単位数合計,公費2後請求額,公費2後出来高単位数合計,公費2後出来高請求額,公費3前単位数合計,公費3前請求額,公費3前本人負担額,公費3前出来高単位数合計,公費3前出来高請求額,公費3前出来高本人負担額,公費3後単位数合計,公費3後請求額,公費3後出来高単位数合計,公費3後出来高請求額,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
総合事業ケアマネジメント費情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,履歴番号,相殺区分,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,整理番号,指定基準該当等事業者区分コード,単位数単価,居宅サービス計画作成依頼届出日,レコード番号,サービスコード,前単位数,前日数回数,前サービス単位数,前サービス単位数合計,前請求金額,前利用者負担額,後単位数,後日数回数,後サービス単位数,後サービス単位数合計,後請求金額,後利用者負担額,担当介護支援専門員番号,摘要,再審査回数,過誤回数,審査年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
給付実績サービス種類別情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,サービス種類コード,整理番号,給付実績区分コード,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,審査年月,宛名コード,氏名カナ,氏名,生年月日,年齢,性別,利用者負担段階,激変緩和措置対象者区分,居宅介護支援事業者番号,保険給付率,公費1負担者番号,公費1受給者番号,公費1給付率,公費2負担者番号,公費2受給者番号,公費2給付率,公費3負担者番号,公費3受給者番号,公費3給付率,入所年月日,退所年月日,入所実日数,外泊日数,要介護状態区分コードー国保連,要介護状態区分コードー旧措置入所者特例コードー国保連,旧措置入所者特例コードー前サービス実日数,前計画点数,前限度額管理対象点数,前限度額管理対象外点数,前短期入所計画日数,前短期入所実日数,担当介護支援専門員番号,前点数合計,前点数単価,前請求額,前利用者負担額,前出来高点数合計,前出来高請求額,前出来高利用者負担額,後短期入所実日数,後点数合計,後請求額,後利用者負担額,後出来高点数合計,後出来高請求額,後出来高利用者負担額,公費1前点数合計,公費1前請求額,公費1前本人負担額,公費1前出来高点数合計,公費1前出来高請求額,公費1前出来高本人負担額,公費1後点数合計,公費1後請求額,公費1後出来高点数合計,公費1後出来高請求額,公費2前点数合計,公費2前請求額,公費2前本人負担額,公費2前出来高点数合計,公費2前出来高請求額,公費2前出来高本人負担額,公費2後点数合計,公費2後請求額,公費3前点数合計,公費3前請求額,公費3前本人負担額,公費3前出来高点数合計,公費3前出来高請求額,公費3前出来高本人負担額,公費3後点数合計,公費3後請求額,公費3後出来高点数合計,公費3後出来高請求額
給付実績サービスコード別情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,事業者番号,入力識別番号,サービス種類コード,サービスコード,整理番号,レコード番号,給付実績区分コード,給付実績情報作成区分コード,交換情報識別番号,様式番号,様式連番,審査年月,サービス略称,宛名コード,世帯コード,氏名カナ,氏名,生年月日,年齢,性別,地区コード,認定ー要介護認定申請区分,認定ー認定状態区分,認定ー認定有効開始日,認定ー認定有効終了日,認定ー要介護認定廃止日,認定ー二次審査要介護状態区分,居宅サービス計画作成区分コード,居宅介護支援事業者番号,要介護状態区分コードー国保連,要介護状態区分コードー公費1負担者番号,公費1受給者番号,公費2負担者番号,公費2受給者番号,公費3負担者番号,公費3受給者番号,事業者種別,事業者区分コード,事業者名称,支援事業者種別,支援事業者区分コード,支援事業者名称,後点数,後日数回数,後サービス点数,公費1後日数回数,公費1後サービス点数,公費2後日数回数,公費2後サービス点数,公費3後日数回数,公費3後サービス点数,金額,事前相談有無フラグ,事前相談時の金額,担当介護支援専門員番号,サービス実施年月日,福祉ー福祉用具種目コード,福祉ー品目コード,住宅ー住宅改修区分1,住宅ー住宅改修区分2,住宅ー住宅改修区分3,住宅ー住宅改修区分4,住宅ー住宅改修区分5,住宅ー住宅改修区分6,特入ー負担限度額,特入ー後保険分請求額,特入ー後利用者負担額,緊急ー後緊急時治療管理点数,緊急ー後緊急時治療管理日数,緊急ー後緊急時治療管理小計,緊急ー後所定疾患施設療養費単位数,緊急ー後所定疾患施設療養費日数,緊急ー後所定疾患施設療養費小計,緊急ー後リハビリテーション点数,緊急ー後処置点数,緊急ー後手術点数,緊急ー後麻酔点数,緊急ー後放射線治療点数,緊急ー後緊急時施設療養費合計点数,緊急ー後往診日数,緊急ー後通院日数,特定ー識別番号,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
第三者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,届出年月日,届出番号,事故発生年月日,事故発生時刻,事故発生場所,事故区分,誓約者郵便番号,誓約者住所,誓約者名カナ,誓約者名漢字,誓約者電話番号,被害者との関係,加害者郵便番号,加害者住所,加害者名カナ,加害者名漢字,加害者性別,加害者生年月日,加害者職業,加害者電話番号,加害者負担割合,委任年月日,委任状況区分,委任解除理由,求償区分,完了年月日,完了理由,調査結果,調査結果通知日,備考,事故発生状況報告書提出済フラグ,念書提出済フラグ,委任状提出済みフラグ,基本調査書提出済フラグ,誓約書提出済フラグ,異動年月日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動事由コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
一時差止対象者情報	保険者番号,市町村コード,申請区分,被保険者番号,サービス提供年月,申請書番号,通番,申請給付種類コード,申請日,受付日,支給決定日,送付先連番,本人支払額,保険請求額,自己負担額,支給額,控除額,その他控除額,差引支給額,審査自府区分,滞納措置処理状態区分,一時差止対象者情報作成日,一時差止日,一時差止解除日,一時差止理由,一時差止解除理由,一時差止通知書番号,一時差止通知書作成日,一時差止通知書期日,控除適用決定日,控除適用決定フラグ,控除通知書番号,控除通知書作成日,一時差止解除フラグ,支払方法解除期日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
控除適用情報	保険者番号,市町村コード,申請区分,被保険者番号,サービス提供年月,申請書番号,通番,市町村コードー調定情報,被保険者番号ー調定情報,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,期別保険料額,期別収納額,納期限,処分管理区分,徴収猶予フラグ,期別控除額,その他額,控除適用情報作成日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
支払方法変更情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,給付制限種類区分,給付制限適用決定日,給付制限状態区分,給付制限理由コード,給付制限解除決定日,給付制限解除理由,給付制限適用開始日,給付制限適用終了日,弁明通知書通知日,弁明取消日,給付制限決定通知書通知日,弁明提出期限日,予告通知書番号,通知書番号,給付制限適用本決定日,弁明書提出フラグ,弁明書入手日,弁明書理由,送付先連番,減額計算期間開始年月日,減額計算期間終了年月日,徴収権消滅期間,納付済期間,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
減額免除認定情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,給付制限種類区分,給付制限適用決定日,免除申請日,免除期間開始日,免除期間終了日,免除状態区分,免除認定日,申請者区分,申請者関係コード,申請者名,申請者住所,申請者郵便番号,申請者電話番号,申請理由コード,申請受付場所コード,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
標準負担額減額情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,減額申請日,減額状態区分,申請者区分,減額申請受理日,減額申請番号,減額申請者郵便番号,減額申請者住所,減額申請者氏名,減額申請者電話番号,申請者関係コード,減額認定日,減額申請理由コード,その他減額申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,減額,減額該当フラグ,減額認定理由コード,その他減額認定理由,減額開始日,減額終了日,減額認定証最新発行日,減額認定証発行回数,減額認定証通知日,減額取消日,減額取消理由コード,その他減額取消理由,所得基準日,世帯所得区分コード,老齢福祉年金受給者の有無,税区分,生活保護区分,境界層区分,減額結果通知書最新発行日,減額結果通知書発行回数,減額結果通知書通知日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
一割負担減免情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,減免申請日,減免状態区分,申請者区分,減免申請受理日,減免申請番号,減免申請者郵便番号,減免申請者住所,減免申請者氏名,減免申請者電話番号,申請者関係コード,減免認定日,減免申請理由コード,その他減免申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,減免率,減免該当フラグ,減免認定理由コード,その他減免認定理由,減免開始日,減免終了日,減免認定証最新発行日,減免認定証発行回数,減免認定証通知日,所得基準日,老齢福祉年金受給者の有無,税区分,生活保護区分,減免結果通知書最新発行日,減免結果通知書発行回数,減免結果通知書通知日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
旧措置者減免情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,旧措置者申請日,旧措置者状態区分,旧措置者申請者区分,旧措置者申請受理日,旧措置者申請番号,旧措置者申請者郵便番号,旧措置者申請者住所,旧措置者申請者氏名,旧措置者申請者電話番号,申請者関係コード,旧措置者認定日,旧措置者申請理由コード,その他旧措置者申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,旧措置者給付率,旧措置者認定理由コード,その他旧措置者認定理由,旧措置者減免開始日,旧措置者減免終了日,旧措置者認定証最新発行日,旧措置者認定証発行回数,旧措置者認定証通知日,旧措置者取消日,旧措置者取消理由コード,その他旧措置者取消理由,所得基準日,利用者負担段階,老齢福祉年金受給者の有無,税区分,生活保護区分,実質的負担軽減対象区分,旧措置者結果通知書最新発行日,旧措置者結果通知書発行回数,旧措置者結果通知書通知日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
特定標準負担額減額情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,特定申請日,特定状態区分,申請者区分,特定申請受理日,特定申請番号,特定申請者郵便番号,特定申請者住所,特定申請者氏名,特定申請者電話番号,申請者関係コード,特定認定日,特定申請理由コード,その他特定申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,減額,特定該当フラグ,特定認定理由コード,その他特定認定理由,特定開始日,特定終了日,特定認定証最新発行日,特定認定証発行回数,特定認定証通知日,特定取消日,特定取消理由コード,その他特定取消理由,所得基準日,世帯所得区分コード,老齢福祉年金受給者の有無,税区分,生活保護区分,境界層区分,特定結果通知書最新発行日,特定結果通知書発行回数,特定結果通知書通知日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
訪問介護利用者負担額減額情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,訪問申請日,訪問状態区分,申請者区分,訪問申請受理日,訪問申請番号,訪問申請者郵便番号,訪問申請者住所,訪問申請者氏名,訪問申請者電話番号,申請者関係コード,訪問認定日,訪問申請理由コード,その他訪問申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,特別対策給付率,保険給付率,訪問該当フラグ,訪問認定理由コード,その他訪問認定理由,訪問開始日,訪問終了日,訪問結果通知書最新発行日,訪問結果通知書発行回数,訪問結果通知書通知日,訪問認定証最新発行日,訪問認定証発行回数,訪問認定証通知日,訪問取消日,訪問取消理由コード,その他訪問取消理由,身体障害者手帳有無フラグ,身体障害者等級区分,身体障害者番号1,身体障害者番号2,公費負担者番号,公費受給者番号,所得基準日,世帯所得区分コード,税区分,生活保護区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
特定入所者介護サービス情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,特入申請日,旧措置者区分,特入状態区分,申請者区分,特入申請事業者,特入申請受理日,特入申請番号,特入申請者郵便番号,特入申請者住所,特入申請者氏名,特入申請者電話番号,申請者関係コード,特入認定日,特入申請理由コード,その他特入申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,居室種別,送付先連番,送付先宛名コード,負担限度額ユニット型個室,負担限度額ユニット型準個室,負担限度額従来型個室-特,負担限度額従来型個室-老療,負担限度額多床室,負担限度額食費,特入認定区分,特入認定理由コード,その他特入認定理由,特入開始日,特入終了日,特入認定証最新発行日,特入認定証発行回数,特入認定証通知日,特入取消日,特入取消理由コード,その他特入取消理由,判定基準日,利用者負担段階,老齢福祉年金受給者の有無,税区分,第2段階所得要件,生活保護区分,居住費境界層区分,食費境界層区分,実質的負担軽減対象区分,特例減額措置対象区分,激変緩和措置対象区分,同意書の有無,配偶者の有無,事實婚,配偶者氏名,配偶者氏名力ナ,配偶者生年月日,配偶者郵便番号,配偶者住所,配偶者電話番号,配偶者本年1月1日の郵便番号,配偶者本年1月1日の住所,配偶者課税状況,配偶者勘案の対象外理由,配偶者勘案の対象外その他の理由,申請者戸籍照会,配偶者課税確認,配偶者備考,預貯金等の金額,収入等申告-生保老福,収入等申告-非課税80万以下,收入等申告-非課税80万超,預貯金等申告-判定額以下,預貯金額,有価証券評価概算額,その他現金負債等-内容,その他現金負債等-金額,添付書類-預貯金通帳写し,添付書類-有価証券口座残高写し,添付書類-貴金属口座残高写し,添付書類-投資信託口座残高写し,添付書類-負債借用証書等,銀行等照会,預貯金等備考,申請者戸籍照会年度,配偶者課税確認年度,銀行等照会年度,特入通知書最新発行日,特入通知書発行回数,特入通知書通知日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
#N/A	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,訪問申請日,訪問状態区分,申請者区分,訪問申請受理日,訪問申請番号,訪問申請者郵便番号,訪問申請者住所,訪問申請者氏名,訪問申請者電話番号,申請者関係コード,訪問認定日,訪問申請理由コード,その他訪問申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,特別対策給付率,保険給付率,訪問該当フラグ,訪問認定理由コード,その他訪問認定理由,訪問開始日,訪問終了日,訪問結果通知書最新発行日,訪問結果通知書発行回数,訪問結果通知書通知日,訪問認定証最新発行日,訪問認定証発行回数,訪問認定証通知日,訪問取消日,訪問取消理由コード,その他訪問取消理由,身体障害者手帳有無フラグ,身体障害者等級区分,身体障害者番号1,身体障害者番号2,公費負担者番号,公費受給者番号,所得基準日,世帯所得区分コード,税区分,生活保護区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
社会福祉法人減免情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,法人減免申請日,法人減免状態区分,申請者区分,法人減免申請受理日,法人減免申請番号,法人減免申請者郵便番号,法人減免申請者住所,法人減免申請者氏名,法人減免申請者電話番号,申請者関係コード,法人減免認定日,法人減免申請理由コード,その他法人減免申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,法人減免率,法人減免率分母,国保連法人減免率,法人減免認定理由コード,その他法人減免認定理由,法人減免開始日,法人減免終了日,確認番号,法人減免取消日,法人減免取消理由コード,その他法人減免取消理由,所得基準日,利用者負担段階,老齢福祉年金受給者の有無,税区分,生活保護区分,実質的負担軽減対象区分,激変緩和措置対象区分,法人減免確認証最新発行日,法人減免確認証発行回数,法人減免結果通知書通知日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村単独助成認定情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,助成種類,助成申請日,助成状態区分,申請者区分,助成申請受理日,助成申請番号,申請者事業者番号,助成申請者郵便番号,助成申請者住所,助成申請者氏名,助成申請者電話番号,申請者関係コード,助成認定日,助成申請理由コード,その他助成申請理由,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支所コード,送付先連番,送付先宛名コード,助成区分,助成認定理由コード,その他助成認定理由,助成開始日,助成終了日,助成取消日,助成取消理由コード,その他取消理由,所得基準日,利用者負担段階,老齢福祉年金受給者の有無,税区分,生活保護区分,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村単独助成対象者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,審査年月,助成種類,グループコード,助成区分,サービス費用合計額,利用者負担額合計,高額支給額の分配額,高額後利用者負担額,支給予定額,当月支給予定額,申請有無区分,決定通知書作成区分,区分コード01,区分コード02,区分コード03,区分コード04,区分コード05,区分コード06,区分コード07,区分コード08,区分コード09,区分コード10,予備,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村単独助成対象者明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,審査年月,助成種類,グループコード,サービス種類コード,事業者番号,サービス費用額,利用者負担額,予備,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村単独助成申請情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,審査年月,助成種類,整理番号,助成区分,申請日,受付日,申請者関係区分コード,申請者事業者番号,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,申請者電話番号,支所コード,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支払方法区分コード,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人,口座名義人,送付先連番,送付先宛名コード,支給申請額,利用者負担額,支給区分コード,支給決定日,支払金額合計,支給不支給理由,受領委任区分,受領委任事業者番号,処理状態区分,支払状態区分,領收証確認フラグ,受領委任確認フラグ,備考,窓口払終了日,決定通知書番号,提供月要介護状態区分,提供月認定有効開始日,提供月認定有効終了日,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村単独助成申請明細基本情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,助成種類,整理番号,グループコード,支給額,助成額,助成対象額,高額支給額,利用者負担額,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村単独助成申請明細情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,助成種類,整理番号,グループコード,サービス種類コード,事業者番号,費用額,利用者負担額,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
市町村単独助成決定者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,審査年月,助成種類,整理番号,グループコード,支給区分コード,支払金額,支払方法区分コード,備考1,備考2,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額合算申請情報	保険者番号,市町村コード,申請対象年度,申請年月日,支給申請書整理番号,処理年月,交換情報識別番号,提出保険者番号,受付年月日,支給申請区分,支給申請形態,審査自府区分,処理状態区分,申請作成元区分,申請送付区分,医療保険者区分,自己負担額証明書交付申請の有無,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,支所コード,申請取込番号,申請代表者氏名,郵便番号,住所,電話番号,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
高額合算申請対象者情報	保険者番号,市町村コード,申請対象年度,申請年月日,支給申請書整理番号,連番,交換情報識別番号,宛名コード,被保険者番号,被保険者氏名力ナ,被保険者氏名,生年月日,性別,所得区分,70歳以上の者に係る所得区分,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失事由,計算期間の始期,計算期間の終期,国保一保険者番号,国保一被保険者証記号,国保一被保険者証番号,国保一世帯番号,国保一統柄,国保一保険者名称,国保一加入期間一開始年月日,国保一加入期間一終了年月日,後期一保険者番号,後期一被保険者番号,後期一広域連合名称,後期一加入期間一開始年月日,後期一加入期間一終了年月日,介護一証記載保険者番号,介護一被保険者番号,介護一保険者名称,介護一加入期間一開始年月日,介護一加入期間一終了年月日,支払方法区分コード,口座管理番号,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,振込先名,口座番号,口座名義人ナ,口座名義人,振込先口座管理番号,送付先連番,送付先宛名コード,保険者名O1,加入期間一開始年月日O1,加入期間一終了年月日O1,自己負担額証明書整理番号O1,保険者名O2,加入期間一開始年月日O2,加入期間一終了年月日O2,自己負担額証明書整理番号O2,保険者名O3,加入期間一開始年月日O3,加入期間一終了年月日O3,自己負担額証明書整理番号O3,保険者名O4,加入期間一開始年月日O4,加入期間一終了年月日O4,自己負担額証明書整理番号O4,保険者名O5,加入期間一開始年月日O5,加入期間一終了年月日O5,自己負担額証明書整理番号O5,保険者名O6,加入期間一開始年月日O6,加入期間一終了年月日O6,自己負担額証明書整理番号O6,保険者名O7,加入期間一開始年月日O7,加入期間一終了年月日O7,自己負担額証明書整理番号O7,保険者名O8,加入期間一開始年月日O8,加入期間一終了年月日O8,自己負担額証明書整理番号O8,保険者名O9,加入期間一開始年月日O9,加入期間一終了年月日O9,自己負担額証明書整理番号O9,保険者名O10,加入期間一開始年月日O10,加入期間一終了年月日O10,自己負担額証明書整理番号O10,備考,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額合算負担額累積情報	保険者番号,市町村コード,対象年度,サービス提供年月,被保険者番号,世帯コード,作成年月,利用者負担額合計,高額支給額,高額支給実績額,市町村調整額,遡及区分,給付制限区分,過誤申立区分,市町村単独助成区分,月初年齢,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額合算自己負担額確認情報	保険者番号,市町村コード,対象年度,被保険者番号,支給申請書整理番号,確認情報取込年月,補正情報送付年月,交換情報識別番号,保険制度コード,保険者名称,証記載保険者番号,被保険者証記号,被保険者証番号,被保険者氏名力ナ,被保険者氏名,生年月日,性別,所得区分,70歳以上の者に係る所得区分,突合用後期高齢者医療保険者番号,突合用後期高齢者医療被保険者番号,突合用国民健康保険保険者番号,突合用国民健康保険被保険者証番号,突合用国保被保険者個人番号,証明書異動区分,補正済自己負担額送付区分,補正状態区分,対象計算期間一開始,対象計算期間一終了,被保険者期間一開始,被保険者期間一終了,申請年月日,4月度自己負担額,4月度70-74歳負担額,4月度高額支給額,4月度70-74歳高額支給額,4月度摘要,5月度自己負担額,5月度70-74歳負担額,5月度高額支給額,5月度70-74歳高額支給額,5月度摘要,6月度自己負担額,6月度70-74歳負担額,6月度高額支給額,6月度70-74歳高額支給額,6月度摘要,7月度自己負担額,7月度70-74歳負担額,7月度高額支給額,7月度70-74歳高額支給額,7月度70-74歳高額支給額,8月度自己負担額,8月度70-74歳高額支給額,8月度摘要,9月度自己負担額,9月度70-74歳負担額,9月度高額支給額,9月度70-74歳高額支給額,9月度摘要,10月度自己負担額,10月度70-74歳負担額,10月度高額支給額,10月度70-74歳高額支給額,10月度摘要,11月度自己負担額,11月度70-74歳負担額,11月度高額支給額,11月度70-74歳高額支給額,11月度摘要,12月度自己負担額,12月度70-74歳負担額,12月度高額支給額,12月度70-74歳高額支給額,12月度摘要,翌1月度自己負担額,翌1月度70-74歳負担額,翌1月度高額支給額,翌1月度70-74歳高額支給額,翌1月度摘要,翌2月度自己負担額,翌2月度70-74歳負担額,翌2月度高額支給額,翌2月度70-74歳高額支給額,翌2月度摘要,翌3月度自己負担額,翌3月度70-74歳負担額,翌3月度高額支給額,翌3月度70-74歳高額支給額,翌3月度摘要,翌4月度自己負担額,翌4月度70-74歳負担額,翌4月度高額支給額,翌4月度70-74歳高額支給額,翌4月度摘要,翌5月度自己負担額,翌5月度70-74歳負担額,翌5月度高額支給額,翌5月度70-74歳高額支給額,翌5月度摘要,翌6月度自己負担額,翌6月度70-74歳負担額,翌6月度高額支給額,翌6月度70-74歳高額支給額,翌6月度摘要,翌7月度自己負担額,翌7月度70-74歳高額支給額,翌7月度摘要,自己負担額合計,70-74歳負担額合計,高額支給額合計,70-74歳高額支給額合計,宛先氏名,宛先郵便番号,宛先住所,窓口払対象者判定コード,支払場所,支払期間開始年月日,支払期間終了年月日,支払期間開始年月日一曜日,支払期間終了年月日一終了時間,備考,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG



テーブル名	格納情報
高額合算計算結果連絡票内訳情報	保険者番号,市町村コード,対象年度,連絡票整理番号,連番,計算医療保険者区分,通知年月日,計算基準日,再計算年月日,保険制度コード,被保険者証記号,被保険者番号,内訳保険者番号,内訳保険者名,自己負担額証明書整理番号,対象者氏名,70以上負担額,70以上按分率分子,70以上按分率分母,70以上支給額,70歳未満負担額,残加算分70未満負担額,按分率分子,按分率分母,70未満支給額,支給総額,備考欄記載70以上負担額一経過期間,備考欄記載70未満負担額一経過期間,70以上負担額合計,70以上支給額合計,70未満負担額合計,残加算分70未満負担額の合計額,70未満支給額合計,支給総額合計額,前-70以上負担額,前-70以上按分率分子,前-70以上按分率分母,前-70以上支給額,前-70未満負担額,前-残加算分70未満負担額,前-按分率分子,前-按分率分母,前-70未満支給額,前-支給総額,前-備考欄記載70以上負担額,前-備考欄記載70未満負担額,前-70以上負担額合計,前-70未満負担額合計,前-残加算分70未満負担額の合計額,前-70未満支給額合計,前-支給総額合計額,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額合算支給決定情報	保険者番号,市町村コード,申請対象年度,支給申請書整理番号,被保険者番号,通知年月日,決定年月日,申請年月日,処理年月,自己負担額証明書整理番号,計算対象期間開始年月日,計算対象期間終了年月日,自己負担総額,支給区分コード,支給額,給付の種類,不支給の理由,備考,支払済金額,市町村調整額,調整後支給額,支払方法区分コード,口座連番,口座宛名コード,金融機関コード,支店コード,口座種別コード,口座番号,口座名義人ナ,支払状態区分,通知書確定区分,通知書確定年月日,戻入区分,決定通知書番号,決定通知書作成日,宛先氏名,宛先郵便番号,宛先住所,通知書発行者名,通知書発行者郵便番号,通知書発行者住所,問い合わせ先郵便番号,問い合わせ先住所,問い合わせ先名称1,問い合わせ先名称2,問い合わせ先電話番号,不服の申し立て先名称,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
高額合算給付実績情報	保険者番号,市町村コード,申請対象年度,支給申請書整理番号,被保険者番号,履歴番号,相殺区分,高額合算実績作成元コード,カレント履歴番号,決定年月日,申請年月日,交換情報識別番号,自己負担額証明書整理番号,保険制度コード,給付実績作成区分コード,証記載保険者番号,被保険者証記号,被保険者証番号,自己負担総額,支給額,処理年月,国保連送付済フラグ,訂正理由,審査年月,取消解除フラグ,保険者保有作成年月,異動日,異動時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,異動区分,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
二次予防事業対象者情報	保険者番号,市町村コード,支所コード,被保険者番号,基本チェックリスト回答年月日,受付場所コード,対象者把握区分,基本チェックリスト入手日,二次予防事業対象者区分コード,判定年月日,判定理由コード,有効期間開始年月日,有効期間終了年月日,変更新前有効期間終了年月日,訂正年月日,訂正理由コード,判定地域包括支援センター,介護地区コード,対象者情報送付状態区分,二次予防事業対象者情報作成日,二次予防事業対象者情報取込日,証記載保険者番号,通知書作成年月日,本人同意区分,基本チェックリスト回答1,基本チェックリスト回答2,基本チェックリスト回答3,基本チェックリスト回答4,基本チェックリスト回答5,基本チェックリスト回答6,基本チェックリスト回答7,基本チェックリスト回答8,基本チェックリスト回答9,基本チェックリスト回答10,基本チェックリスト回答11,基本チェックリスト回答12,身長,体重,BMI,基本チェックリスト回答13,基本チェックリスト回答14,基本チェックリスト回答15,基本チェックリスト回答16,基本チェックリスト回答17,基本チェックリスト回答18,基本チェックリスト回答19,基本チェックリスト回答20,基本チェックリスト回答21,基本チェックリスト回答22,基本チェックリスト回答23,基本チェックリスト回答24,基本チェックリスト回答25,小計1,小計2,小計3,小計4,小計5,小計6,小計7,該当条件1,該当条件2,該当条件3,該当条件4,削除区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
基本チェックリスト作成情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,作成年月日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
負担割合情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,対象年度,履歴番号,履歴内部連番,負担割合決定日,変更理由コード,その他変更理由,負担割合判定基準日,負担割合区分,強制負担割合区分,適用開始日,適用終了日,判定理由コード,その他判定理由,本人被保険者区分,本人旧措置者区分,本人生活保護区分,本人税区分,本人税申告区分,本人合計所得金額区分,本人年金その他額区分,世帯コード,世帯税不明者区分,世帯税未申告者区分,世帯人数区分,世帯年金その他額区分,負担割合証発行日,負担割合証発行回数,負担割合証通知日,負担割合証発行区分,証発行時市町村コード,変更通知発行日,変更通知発行回数,変更通知通知日,変更通知発行区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
#N/A	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,サービス提供年月,整理番号,償還連絡再申請区分,申請書番号,申請給付種類コード,申請日,受付日,支払方法区分コード,口座連番,送付先連番,保険請求額,利用者負担額,償還連絡票作成日,償還連絡票作成時刻,実決定日,通知書発行日,通知書通知日,支払予定日,実支払日,支払金額合計

テーブル名	格納情報
保険料バッチ進行管理情報	保険者番号,市町村コード,賦課年度,レコード区分,月,処理済区分1,処理日1,処理時刻1,処理済区分2,処理日2,処理時刻2,処理済区分3,処理日3,処理時刻3,処理済区分4,処理日4,処理時刻4,処理済区分5,処理日5,処理時刻5,処理済区分6,処理日6,処理時刻6,依頼処理済区分1,依頼日1,依頼時刻1,依頼処理済区分2,依頼日2,依頼時刻2,依頼処理済区分3,依頼日3,依頼時刻3,依頼処理済区分4,依頼日4,依頼時刻4,依頼処理済区分5,依頼日5,依頼時刻5,依頼処理済区分6,依頼日6,依頼時刻6,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
徴収管理情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,徴収管理履歴連番,納付区分,還付支払方法区分,異動日,減免徴収猶予通知送付先連番,納付通知書送付先連番,納入告知書送付先連番一連帳,特徴停止通知書送付先連番,口振開始お知らせ送付先連番,過誤納関連通知書送付先連番,督促状送付先連番,催告書送付先連番,納入告知書送付先連番一単票,口座振替結果通知送付先連番,送付先連番予備-0,送付先連番予備-1,送付先連番予備-2,送付先連番予備-3,送付先連番予備-4,送付先連番予備-5,送付先連番予備-6,送付先連番予備-7,送付先連番予備-8,送付先連番予備-9,保険料振替口座連番,還付振込口座連番,納付組織コード,滞納整理員コード,お知らせ発行区分,納付口座連番1,納付口座開始年月1,納付口座終了年月1,納付口座連番2,納付口座開始年月2,納付口座終了年月2,還付口座連番1,還付口座開始年月1,還付口座終了年月1,還付口座連番2,還付口座開始年月2,還付口座終了年月2,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
賦課情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,賦課情報履歴連番,履歴相対番号,徴収方法区分,徴収形態区分,当初賦課期日,賦課期日,賦課更正事由コード,賦課更正日,資格異動フラグ,世帯構成異動フラグ,本人所得異動フラグ,世帯所得異動フラグ,生保異動フラグ,老福異動フラグ,境界層異動フラグ,強制設定異動フラグ,減免異動フラグ,天引不能異動フラグ,算定所得段階,強制設定所得段階,所得段階,算定保険料額,減免額,差引保険料額,特徴仮変更依頼処理済フラグ,特徴仮変更依頼日,特徴依頼処理済フラグ,特徴依頼日,特徴停止フラグ,特徴停止依頼処理済フラグ,特徴停止依頼日,特徴住特依頼処理済フラグ,特徴住特依頼日,特徴住特賦課年金年度,納付通知書作成処理済フラグ,納付通知書発行日,納付通知書種別,納入告知書作成処理済フラグ,賦課額算定明細表作成済フラグ,生保提供情報作成処理済フラグ,消除フラグ,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,賦課処理日,賦課処理時刻,データ作成PG
減免徴収猶予情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,履歴連番,履歴相対番号,支所コード,減免申請日,減免猶予申請番号,減免申請状態区分,減免猶予申請事由コード,申請者関係コード,申請者氏名,申請者郵便番号,申請者住所,申請者電話番号,申請受付者所属コード,申請受付者職員コード,申請受付場所コード,申請受付日,減免猶予区分,決定却下日,減免猶予事由コード,減免猶予率,減免猶予金額,減免猶予開始日,減免猶予終了日,減免猶予通知書作成フラグ,減免猶予通知書発行日,賦課反映処理済フラグ,消除フラグ,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
賦課年金受給情報	保険者番号,市町村コード,賦課年度,連番,捕捉年月,特徴開始年月,被保険者番号,特徴非該当フラグ,不一致理由コード,本算定特徴フラグ,特徴仮徴収期別保険料額,住特適用区分,レコード区分,回送市町村コード,特別徴収義務者コード,通知内容コード,予備1,特別徴収制度コード,作成年月日,基礎年金番号,年金コード,予備2,作成年月日,性別コード,氏名カナ,氏名シフトコード1,氏名,氏名シフトコード2,郵便番号,住所カナ,住所シフトコード1,住所,住所シフトコード2,各種区分,処理結果,後期移管コード,各種年月日,各種金額1,各種金額2,各種金額3,予備3,共済年金証書記号番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
所得段階強制設定情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,履歴連番,履歴相対番号,設定日,設定理由コード,設定所得段階,賦課反映処理済フラグ,消除フラグ,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
算定根拠情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,履歴相対番号,賦課基準日,賦課市町村コード,資格異動事由コード,資格異動日,資格終了日,世帯コード,被保険者本人統柄,世帯員宛名コード1,世帯員課税区分1,世帯員宛名コード2,世帯員課税区分2,世帯員宛名コード3,世帯員課税区分3,世帯員宛名コード4,世帯員課税区分4,世帯員宛名コード5,世帯員課税区分5,世帯員宛名コード6,世帯員課税区分6,世帯員7人以上有無,住民税課税区分,合計所得金額,課税年金収入額,生活保護受給フラグ,生保受給開始日,生保受給廃止日,老齢福祉年金受給フラグ,老福年金支給開始日,老福年金支給停止日,境界層適用開始年月,境界層適用終了年月,算定所得段階テーブル,消除フラグ,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,賦課処理日,賦課処理時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
激変緩和措置対象者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,履歴相対番号,賦課基準日,激変緩和措置対象者区分,措置対象外理由区分,税制改正前所得段階,税制改正後所得段階,税制改正前算定保険料額,税制改正後算定保険料額,緩和措置無算定保険料額,世帯員宛名コード1,老年税額軽減区分1,世帯員宛名コード2,老年税額軽減区分2,世帯員宛名コード3,老年税額軽減区分3,世帯員宛名コード4,老年税額軽減区分4,世帯員宛名コード5,老年税額軽減区分5,世帯員宛名コード6,老年税額軽減区分6,世帯員7人以上有無,改正前世帯住民税課税区分,改正後世帯住民税課税区分,消除フラグ,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,賦課処理日,賦課処理時刻,データ作成PG
調定情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,調定履歴連番,調定更正日,履歴相対番号,期別保険料額,期別収納額,納期限,処分管理区分,処分管理日,処分管理理由区分,最終領収日,督促納期限,調定月,不納欠損額,給付額減額算定フラグ,給付額減額算定日,消除フラグ,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,賦課処理日,賦課処理時刻,データ作成PG
調定変更者情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,調定更正日,変更前一期別保険料額,変更後一期別保険料額,収納反映処理済フラグ,調定月,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
収納情報	保険者番号,歳入年度,現年滞縫区分,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,期別連番,通知書番号,収納区分,保険料収納金額,発生過誤納金額,延滞金額,督促手数料額,還付加算金,収納日,領収日,消込日,納付区分,発生過誤納延滞金額,発生過誤納手数料額,過誤納年度,過誤納連番,過誤納内訳連番,過誤納整理連番,予備,調定月,年金保険者コード,分納番号,期別分割番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
過誤納情報	保険者番号,市町村コード,過誤納年度,過誤納連番,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,過誤納処理済区分,還付充当区分,過誤納発生日,過誤納発生事由区分,過誤納金額,返納金額,還付金額,充当金額,還付充当停止フラグ,還付充当停止日,過誤納整理日,充当決議日,還付決議日,還付支払日,還付支払方法区分,口座連番,送付先連番,還付通知書発行フラグ,還付通知書発行日,還付通知書番号,還付口座振込依頼フラグ,還付口座振込依頼日,還付請求書発行フラグ,還付請求書発行日,還付請求書番号,調定月,過誤納発生原因日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
過誤納内訳情報	保険者番号,市町村コード,過誤納年度,過誤納連番,過誤納内訳連番,歳入歳出区分,歳入年度,現年滞縫区分,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,期別連番,過誤納金額,過誤納発生事由区分,収納日,納期限,延滞金額,督促手数料額,還付加算金,調定月,発生時期別保険料額,発生時期別収納金額,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
還付充当情報	保険者番号,市町村コード,過誤納年度,過誤納連番,過誤納内訳連番,過誤納整理連番,過誤納状態区分,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,還付充当金額,延滞金額,督促手数料額,還付一還付加算金,充当一先被保険者番号,充当一先調定年度,充当一先賦課年度,充当一先期別,充当一先徴収方法区分,充当決議日,充当一先充当金額,充当一先延滞金額,充当一先督促手数料額,予備,調定月,充当一先市町村コード,充当一先調定月,還付決議日,還付支払日,還付通知書発行フラグ,還付通知書発行日,還付通知書番号,還付口座振込依頼フラグ,還付口座振込依頼日,還付請求書発行フラグ,還付請求書番号,還付支払方法区分,口座連番,送付先連番,雑収入繰入日,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
督促催告情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,督促催告区分,収納済フラグ,督促催告停止フラグ,督促催告停止日,催告回数,督促状通知書番号,催告書通知書番号,督促日,催告日,督促状送付先連番,催告書送付先連番,督促納期限,保険料収納日,調定月,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
繰越情報	保険者番号,市町村コード,繰越年,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,繰越履歴連番,履歴相対番号,当初滞縫保険料額,最新滞縫保険料額,不納欠損額,処分管理区分,処分管理日,調定月,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,繰越作成日,繰越作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
収納消込情報	保険者番号,端末ID,収納消込データ連番,市町村コード,被保険者番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,通知書番号,収納区分,保険料収納金額,滞納金額,督促手数料額,還付加算金,領収日,収納日,消込日,納付区分,OCR読み込み番号,年金保険者コード,消込ファイルデータ区分,消込ファイルエラー区分,過誤納年度,過誤納連番,過誤納内訳連番,過誤納整理連番,口振結果識別連番,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
口振結果情報	保険者番号,市町村コード,取込日,依頼年月,領収日,収納日,引落銀行番号,引落銀行名,引落支店番号,引落支店名,預金種目,口座番号,預金者名,引落金額,新規コード,調定年度,賦課年度,期別,被保険者番号,振替結果コード,通知書番号,依頼先金融機関コード,依頼先支店コード,口振結果識別連番,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
滞納管理情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,督促催告停止区分,督促催告全停止日,分納区分,連絡先区分1,連絡先名1,連絡先電話番号1,連絡先区分2,連絡先名2,連絡先電話番号2,連絡先区分3,連絡先名3,連絡先電話番号3,連絡先区分4,連絡先名4,連絡先電話番号4,連絡先区分5,連絡先名5,連絡先電話番号5,予備金額1,予備金額2,予備金額3,予備金額4,予備金額5,予備金額6,予備日付1,予備日付2,予備日付3,予備コード1,予備コード2,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
処分管理情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,処分連番,枝番,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,処分コード,処分起案日,処分決裁日,処分執行日,処分事由区分,処分内容,処分解除日,解除事由区分,解除事由,処分取消日,取消事由区分,取消事由,消除フラグ,予備日付1,予備日付2,予備日付3,予備コード1,予備コード2,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
交渉経過情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,交渉連番,交渉年月日,交渉時刻,予定履行フラグ,履行日,交渉予実区分,交渉相手区分,交渉相手名,交渉手段区分,交渉内容区分,交渉記事,滞納整理員コード,消除フラグ,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
分納情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,分納番号,分割金額,分割回数,誓約日,誓約区分,分納開始日,開始納期限,分納保険料金額,分納納付方法,分納告知書分割回数,誓約書発行フラグ,誓約書発行日,誓約書整理番号,分納取消日,取消フラグ,予備日付1,予備区分1,予備コード,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
分納内訳情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,分納番号,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,期別,期別分割番号,分納保険料額,分納納期限,告知書回数,分納納付書期別,納入告知書発行フラグ,納入告知書発行日,調定履歴対応番号,取消フラグ,予備日付1,予備区分1,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
特徴全制度共通情報	保険者番号,賦課年度,回送市町村コード,特別徴収義務者コード,基礎年金番号,年金コード,生年月日,性別コード,氏名カナ,氏名漢字,郵便番号,住所カナ,住所漢字,共済年金証書記号番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
特徴各制度固有情報	保険者番号,賦課年度,回送市町村コード,特別徴収義務者コード,基礎年金番号,年金コード,特別徴収制度コード,捕捉年月,作成年月日,通知内容コード,通知区分,後期移管コード,年金額,依頼区分,特徴開始年月,定額支払額,十月支払額,特徴依頼処理結果,徴収結果十月,徴収結果十二月,徴収結果二月,徴収結果四月,徴収結果六月,徴収結果八月,資格喪失発生日,資格喪失事由区分,資格喪失処理結果,住特発生日,住特通知区分,住特処理結果,仮変異動日四月,仮徴収変更額四月,仮変処理結果四月,仮変異動日五月,仮徴収変更額五月,仮変処理結果五月,仮変異動日六月,仮徴収変更額六月,仮変処理結果六月,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
総合事業対象者情報	保険者番号,市町村コード,支所コード,被保険者番号,基本チェックリスト実施年月日,基本チェックリスト受付日,受付場所コード,事業対象者区分コード,判定年月日,判定理由コード,有効期間開始年月日,有効期間終了年月日,変更前有効期間終了年月日,取消区分,訂正年月日,訂正内容コード,対象者情報送付状態区分,事業対象者情報作成日,事業対象者情報取込日,通知書作成年月日,本人同意区分,基本チェックリスト回答1,基本チェックリスト回答2,基本チェックリスト回答3,基本チェックリスト回答4,基本チェックリスト回答5,基本チェックリスト回答6,基本チェックリスト回答7,基本チェックリスト回答8,基本チェックリスト回答9,基本チェックリスト回答10,基本チェックリスト回答11,基本チェックリスト回答12,身長,体重,BMI,基本チェックリスト回答13,基本チェックリスト回答14,基本チェックリスト回答15,基本チェックリスト回答16,基本チェックリスト回答17,基本チェックリスト回答18,基本チェックリスト回答19,基本チェックリスト回答20,基本チェックリスト回答21,基本チェックリスト回答22,基本チェックリスト回答23,基本チェックリスト回答24,基本チェックリスト回答25,小計1,小計2,小計3,小計4,小計5,小計6,小計7,該当条件1,該当条件2,該当条件3,該当条件4,該当条件5,該当条件6,該当条件7,総合事業区分支給限度額,削除区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
独自質問回答情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,基本チェックリスト実施年月日,質問履歴番号,質問番号,回答一数値,回答一文字,回答一日本語,削除区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
相談受付情報	保険者番号,市町村コード,被保険者番号,宛名コード,履歴番号,相談日,相談状況,受付場所,支所コード,地域包括コード,相談者関係コード,相談者コード,相談者名,相談者郵便番号,相談者住所,相談者電話番号,予防給付サービス希望,訪問型サービス希望,通所型サービス希望,生活支援サービス希望,その他サービス希望,サービス内容,相談内容1,相談内容2,他市町村住所地特例者区分,対応結果,対応者名,備考メモ,削除区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
他市町村総合事業対象者情報	保険者番号,市町村コード,宛名コード,証記載保険者番号,他市町村被保険者番号,カナ氏名,基本チェックリスト実施日,判定結果,介護予防ケアマネジメント対象年,ケアマネジメント費01,ケアマネジメント費02,ケアマネジメント費03,ケアマネジメント費04,ケアマネジメント費05,ケアマネジメント費06,ケアマネジメント費07,ケアマネジメント費08,ケアマネジメント費09,ケアマネジメント費10,ケアマネジメント費11,ケアマネジメント費12,削除区分,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
システムログ	ログ番号,操作者,端末ID,ログイン日時,ログアウト日時
業務ログ	ログ番号,操作者,端末ID,ログイン日時,ログアウト日時,プロジェクトID,プロジェクト名
宛名ログ	実行日時,操作者,端末ID,プロジェクトID,プロジェクト名,宛名コード
情報開示発行管理情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,発行連番,発行日,所属コード,職員コード,発行被保険者番号,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
テーブル管理マスタ	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,スキーマID,テーブルID,テーブル名,項目順,テーブル項目名,属性,桁数,レイアウト01,レイアウト02,レイアウト03,レイアウト04,レイアウト05,レイアウト06,レイアウト07,レイアウト08,レイアウト09,レイアウト10,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
連携ファイル管理マスタ	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,連携ファイルID,連携ファイル名,物理ファイル名,ファイル項目名,スキーマID,テーブルID,テーブル名,テーブル項目名,出力区分,レイアウト01,レイアウト02,レイアウト03,レイアウト04,レイアウト05,レイアウト06,レイアウト07,レイアウト08,レイアウト09,レイアウト10,データID,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
スタッフ管理	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,管理市町村コード,支所コード,スタッフコード,取消区分,有効期間開始日,有効期間終了日,職種コード,シリアル番号記録市町村,シリアル番号,所属機関管理市町村コード,所属機関コード,部署名,TOTAL職種,氏名カナ,氏名,生年月日,性別コード,送付先住所,送付先住所方書,送付先郵便番号,緊急連絡先名,緊急連絡先電話番号,宛名編集区分,金融機関コード,支店コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,口座名義人,審査会長区分,審査員委嘱日,審査員退任日,備考,ユーザ設定区分1,ユーザ設定区分2,口座納付区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
スタッフ所属機関マスタ	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,システム内事業者管理市町村コード,支所コード,システム内事業者コード,事業者番号,取消区分,有効終了日,有効開始日,事業者種別,シリアル番号記録市町村,シリアル番号,TOTAL事業者種別,世代区分,サービス種類,事業者名称力ナ,事業者名称,事業者名称略称,都道府県番号,市町村番号,事業者住所コード,事業者所在地,事業者所在地方書,代表者氏名力ナ,事業者代表者名,事業者力スタマバーコード,事業者郵便番号,事業者電話番号1,事業者内線番号1,事業者FAX番号1,事業者電話番号2,事業者内線番号2,事業者FAX番号2,事業者開設日,事業者閉設日,事業者開設者名称,事業者開設者名称力ナ,介護保険地域差区分,市町村委託事業者区分,更新区分,管理市町村番号,指定決定年月日,ユーザ設定区分1,ユーザ設定区分2,口座連番,金融機関コード,支店コード,事業者口座種別,事業者口座番号,事業者口座名義人,事業者口座名義人ナ,口座納付区分,割当管理単位,スケジュール有無,調査割当件数,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
合議体マスタ	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,管理市町村コード,支所コード,合議体コード,合議体開始年月日,合議体終了年月日,取消区分,シリアル番号記録市町村,シリアル番号,合議体種別コード,合議体名,更新申請用区分,合議体種別名称,担当スタッフ管理市町村コード01,担当スタッフコード01,担当審査員役職区分01,審査員固定番号01,担当スタッフ管理市町村コード02,担当スタッフコード02,担当審査員役職区分02,審査員固定番号02,担当スタッフ管理市町村コード03,担当スタッフコード03,担当審査員役職区分03,審査員固定番号03,担当スタッフ管理市町村コード04,担当スタッフコード04,担当審査員役職区分04,審査員固定番号04,担当スタッフ管理市町村コード05,担当スタッフコード05,担当審査員役職区分05,審査員固定番号05,担当スタッフ管理市町村コード06,担当スタッフコード06,担当審査員役職区分06,審査員固定番号06,担当スタッフ管理市町村コード07,担当スタッフコード07,担当審査員役職区分07,審査員固定番号07,担当スタッフ管理市町村コード08,担当スタッフコード08,担当審査員役職区分08,審査員固定番号08,担当スタッフ管理市町村コード09,担当スタッフコード09,担当審査員役職区分09,審査員固定番号09,担当スタッフ管理市町村コード10,担当スタッフコード10,担当審査員役職区分10,審査員固定番号10,担当スタッフ管理市町村コード11,担当スタッフコード11,担当審査員役職区分11,審査員固定番号11,担当スタッフ管理市町村コード12,担当スタッフコード12,担当審査員役職区分12,審査員固定番号12,担当スタッフ管理市町村コード13,担当スタッフコード13,担当審査員役職区分13,審査員固定番号13,担当スタッフ管理市町村コード14,担当スタッフコード14,担当審査員役職区分14,審査員固定番号14  担当スタッフ管理市町村コード15,担当スタッフコード15,担当審査員役職区分15,審査員固定番号15,担当スタッフ管理市町村コード16,担当スタッフコード16,担当審査員役職区分16,審査員固定番号16,担当スタッフ管理市町村コード17,担当スタッフコード17,担当審査員役職区分17,審査員固定番号17,担当スタッフ管理市町村コード18,担当スタッフコード18,担当審査員役職区分18,審査員固定番号18,担当スタッフ管理市町村コード19,担当スタッフコード19,担当審査員役職区分19,審査員固定番号19,担当スタッフ管理市町村コード20,担当スタッフコード20,担当審査員役職区分20,審査員固定番号20,担当スタッフ管理市町村コード21,担当スタッフコード21,担当審査員役職区分21,審査員固定番号21,担当スタッフ管理市町村コード22,担当スタッフコード22,担当審査員役職区分22,審査員固定番号22,担当スタッフ管理市町村コード23,担当スタッフコード23,担当審査員役職区分23,審査員固定番号23,担当スタッフ管理市町村コード24,担当スタッフコード24,担当審査員役職区分24,審査員固定番号24,担当スタッフ管理市町村コード25,担当スタッフコード25,担当審査員役職区分25,審査員固定番号25,担当スタッフ管理市町村コード26,担当スタッフコード26,担当審査員役職区分26,審査員固定番号26,担当スタッフ管理市町村コード27,担当スタッフコード27,担当審査員役職区分27,審査員固定番号27,担当スタッフ管理市町村コード28,担当スタッフコード28,担当審査員役職区分28,審査員固定番号28,担当スタッフ管理市町村コード29,担当スタッフコード29,担当審査員役職区分29,審査員固定番号29,担当スタッフ管理市町村コード30,担当スタッフコード30,担当審査員役職区分30,審査員固定番号30,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
審査会スケジュール	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,二次審査日,審査会開始時刻,審査会会場管理市町村コード,支所コード,審査会会場コード,シリアル番号記録市町村,シリアル番号,審査会終了時刻,合議体管理市町村コード,合議体コード,審査定員数,審査員出欠フラグ,審査員出欠人数,認定審査会進行中フラグ,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
訪問調査スケジュール	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,訪問調査日,事業者管理市町村コード,支所コード,訪問調査事業者コード,調査員管理市町村コード,訪問調査員コード,シリアル番号記録市町村,シリアル番号,訪問調査件数,訪問調査開始時間1,訪問調査開始時間2,訪問調査開始時間3,訪問調査開始時間4,訪問調査開始時間5,訪問調査開始時間6,訪問調査開始時間7,訪問調査開始時間8,訪問調査開始時間9,訪問調査開始時間10,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
訪問調査情報	<p>保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,訪問調査回目,調査実施日,調査実施開始時刻,調査員管理市町村コード,調査実施調査員コード,調査実施場所区分,調査実施場所その他,認定回数区分,前回認定日,前回認定結果,在宅サービス回数1,在宅サービス回数2,在宅サービス回数3,在宅サービス回数4,在宅サービス回数5,在宅サービス回数6,在宅サービス回数7,在宅サービス回数8(品目数),在宅サービス回数9,在宅サービス回数10,在宅サービス回数11,在宅サービス回数12,在宅サービス回数13(品目数),住宅改修区分,在宅サービスその他1,在宅サービスその他2,施設サービス区分(現在の状況),施設コード管理市町村コード,施設コード,施設郵便番号,施設住所,施設電話番号,概況調査特記事項,概況イメージファイル名1,概況イメージファイル名2,概況イメージファイル名3,概況イメージファイル名4,概況イメージファイル名5,概況イメージファイル名6,概況イメージファイル名7,概況イメージファイル名8,概況イメージファイル名9,概況イメージファイル名10,基本調査区分11,基本調査区分12,基本調査区分21,基本調査区分22,基本調査区分23,基本調査区分24,基本調査区分25,基本調査区分26,基本調査区分27,基本調査区分31,基本調査区分32,基本調査区分33,基本調査区分34,基本調査区分41ア,基本調査区分41イ,基本調査区分42,基本調査区分43,基本調査区分44ア,基本調査区分44イ,基本調査区分45,基本調査区分46,基本調査区分47,基本調査区分51ア,基本調査区分51イ,基本調査区分51ウ,基本調査区分51エ,基本調査区分52ア,基本調査区分52イ,基本調査区分52ウ,基本調査区分52エ,基本調査区分53,基本調査区分54,基本調査区分55,基本調査区分56,基本調査区分57,基本調査区分61,基本調査区分62,基本調査区分63,基本調査区分64,基本調査区分65ア,基本調査区分65イ,基本調査区分65ウ,基本調査区分65エ,基本調査区分65オ,基本調査区分65カ,基本調査区分71ア,基本調査区分71イ,基本調査区分71ウ,基本調査区分71エ,基本調査区分71カ,基本調査区分71ケ,基本調査区分71コ,基本調査区分71サ,基本調査区分71シ,基本調査区分71ス,基本調査区分71セ,基本調査区分71ソ,基本調査区分71タ,基本調査区分71チ,基本調査区分71ツ,基本調査区分71ハ,基本調査区分81,寝たきり度,痴呆度,</p> <p>予備区分1,予備区分2,予備区分3,予備区分4,予備区分5,予備論理和1,予備論理和2,予備論理和3,予備論理和4,予備論理和5,状態像類似1,状態像類似2,状態像類似3,状態像類似4,状態像類似5,要介護認定等基準時間,機能訓練+間接生活介助,中間評価項目得点第1群,中間評価項目得点第2群,中間評価項目得点第3群,中間評価項目得点第4群,中間評価項目得点第5群,中間評価項目得点第6群,中間評価項目得点第7群,一次判定警告コード,基本調査区分27(新),基本調査区分45(新),基本調査区分46(新),基本調査区分47(新),基本調査区分55(新),基本調査区分56(新),基本調査区分71ア(新),要介護認定等基準時間(食事),要介護認定等基準時間(排泄),要介護認定等基準時間(移動),要介護認定等基準時間(清潔保持),要介護認定等基準時間(間接ケア),要介護認定等基準時間(問題行動),要介護認定等基準時間(機能訓練),要介護認定等基準時間(医療関連),日常生活自立度の组合せ(自立),日常生活自立度の组合せ(要支援),日常生活自立度の组合せ(要介護1),日常生活自立度の组合せ(要介護2),日常生活自立度の组合せ(要介護3),日常生活自立度の组合せ(要介護4),日常生活自立度の组合せ(要介護5),重度指標1,重度指標2,重度指標3,重度指標4,重度指標5,重度指標6,重度指標7,重度指標8,重度指標9,重度指標10,重度指標11,重度指標12,重度指標13,重度指標14,重度指標15,重度指標16,重度指標17,重度指標18,重度指標19,重度指標20,重度指標21,軽度指標1,軽度指標2,軽度指標3,軽度指標4,軽度指標5,軽度指標6,軽度指標7,軽度指標8,軽度指標9,軽度指標10,軽度指標11,軽度指標12,軽度指標13,軽度指標14,軽度指標15,軽度指標16,軽度指標17,調査票新旧フラグ,イメージファイル区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG,基本調査区分101,基本調査区分102,基本調査区分103,現在のサービス区分コード,夜間対応型訪問介護,認知症対応型通所介護,小規模多機能型居宅介護,地域密着型老人福祉施設入所者生活介護,地域密着型特定施設入居者生活介護,独り言独り笑い,自分勝手に行動する,話がまとまらない,集団への不適応,買い物,簡単な調理,要介護認定等基準時間(認知症加算),状態の安定性,訪問調査先住所,訪問調査先名称,訪問調査先電話番号,定期巡回隨時対応型訪問介護看護,複合型サービス</p>
特記事項	<p>保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,訪問調査回目,特記事項調査番号,特記事項調査番号連番,特記事項,特記イメージファイル名,イメージファイル区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG</p>

テーブル名	格納情報
主治医意見書情報	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,診断場所,診断開始日,診断終了日,診断開始時刻,診断終了時刻,診断命令書通知日,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,意見書回目,意見書記入日,医療機関管理市町村コード,意見書作成医療機関コード,医師管理市町村コード,意見書作成医コード,意見書同意,有無フラグ,意見書作成医氏名,意見書作成回数,最終診察日,他科受診有無フラグ,他科受診医科区分,他科受診医科その他,診断名1,診断名2,診断名3,発症日1,発症日2,発症日3,傷病病状,予後の見通し,治療内容,特別な医療,寝たきり度,痴呆度,短期記憶,認知能力,伝達能力,食事,問題行動有無,問題行動,問題行動その他,精神・神経症状有無フラグ,精神・神経症状名,専門医受診有無,専門医名,利き腕,四肢欠損,麻痺,筋力の低下,じょくそう,その他皮膚疾患,関節のこう縮,失調・不随意運動,四肢欠損程度,麻痺程度,筋力の低下程度,じょくそう程度,その他皮膚疾患程度,関節のこう縮肩,関節のこう縮肘,関節のこう縮股,関節のこう縮膝,失調・不随意運動上肢,失調・不随意運動下肢,失調・不随意運動体幹,病態と対処方法,病態と対処方法その他,対処方針,医学的管理区分,医学的管理その他,留意事項血圧,留意事項血圧所見,留意事項嚥下,留意事項嚥下所見,留意事項摂食,留意事項摂食所見,留意事項移動,留意事項移動所見,  留意事項その他所見,感染症の有無,感染症所見,特記事項,意見書イメージファイル名1,意見書イメージファイル名2,意見書イメージファイル名3,意見書イメージファイル名4,意見書イメージファイル名5,意見書イメージファイル名6,意見書イメージファイル名7,意見書イメージファイル名8,意見書イメージファイル名9,意見書イメージファイル名10,意見書イメージファイル名11,意見書イメージファイル名12,意見書イメージファイル名13,意見書イメージファイル名14,意見書イメージファイル名15,意見書イメージファイル名16,意見書イメージファイル名17,意見書イメージファイル名18,意見書イメージファイル名19,意見書イメージファイル名20,意見書イメージファイル名21,意見書イメージファイル名22,意見書イメージファイル名23,意見書イメージファイル名24,意見書イメージファイル名25,情報開示用確認,意見書添付ファイル名1,意見書添付ファイル名2,意見書添付ファイル名3,意見書添付ファイル名4,意見書添付ファイル名5,イメージファイル区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG,傷病病状・不安定時具体的な状況,体重の変化,麻痺右上肢,麻痺左上肢,麻痺右下肢,麻痺左下肢,麻痺その他,麻痺右上肢程度,麻痺左上肢程度,麻痺右下肢程度,麻痺左下肢程度,麻痺その他程度,関節の拘縮程度,関節の痛み,関節の痛み程度,屋外歩行,車いすの使用,歩行補助具・装具の使用,現在の栄養状態,栄養・食生活上の留意点,生活機能の維持・改善の見通し,留意事項運動,留意事項運動所見
認定サブTBL	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,痴呆性高齢者の目印,予備1,予備2,予備3,予備4,予備5,予備6,予備7,予備8,予備9,予備10,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
スタッフ職種管理	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,管理市町村コード,スタッフコード,取消区分,有効期間開始日,有効期間終了日,職種コード,シリアル番号市町村,シリアル番号,DB連携用シリアル番号,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
スタッフ所属機関種別マスタ	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,システム事業者市町村,システム事業者コード,事業者番号,取消区分,有効終了日,有効開始日,事業者種別,シリアル番号市町村,シリアル番号,DB連携用シリアル番号,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
合議体割合マスタ	保険者番号,タイムスタンプ一日付,タイムスタンプ一時刻,管理市町村コード,支所コード,合議体コード,割合区分,割合判定コード,割合率,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
審査会予定実績管理	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,二次審査日,審査会開始時刻,審査会会場市町村,支所コード,審査会会場コード,シリアル番号市町村,シリアル番号,審査会終了時刻,合議体市町村,合議体コード,審査定員数,審査員出欠フラグ,審査員出欠人数,認定審査会進行中フラグ,予スタッフ市町村01,予スタッフコード01,予出席フラグ01,予スタッフ市町村02,予スタッフコード02,予出席フラグ02,予スタッフ市町村03,予スタッフコード03,予出席フラグ03,予スタッフ市町村04,予スタッフコード04,予出席フラグ04,予スタッフ市町村05,予スタッフコード05,予出席フラグ05,予スタッフ市町村06,予スタッフコード06,予出席フラグ06,予スタッフ市町村07,予スタッフコード07,予出席フラグ07,予スタッフ市町村08,予スタッフコード08,予出席フラグ08,予スタッフ市町村09,予スタッフコード09,予出席フラグ09,予スタッフ市町村10,予スタッフコード10,予出席フラグ10,予スタッフ市町村11,予スタッフコード11,予出席フラグ11,予スタッフ市町村12,予スタッフコード12,予出席フラグ12,予スタッフ市町村13,予スタッフコード13,予出席フラグ13,予スタッフ市町村14,予スタッフコード14,予出席フラグ14,予スタッフ市町村15,予スタッフコード15,予出席フラグ15,予スタッフ市町村16,予スタッフコード16,予出席フラグ16,予スタッフ市町村17,予スタッフコード17,予出席フラグ17,予スタッフ市町村18,予スタッフコード18,予出席フラグ18,予スタッフ市町村19,予スタッフコード19,予出席フラグ19,予スタッフ市町村20,予スタッフコード20,予出席フラグ20,予スタッフ市町村21,予スタッフコード21,予出席フラグ21,予スタッフ市町村22,予スタッフコード22,予出席フラグ22,予スタッフ市町村23,予スタッフコード23,予出席フラグ23,予スタッフ市町村24,予スタッフコード24,予出席フラグ24,予スタッフ市町村25,予スタッフコード25,予出席フラグ25,予スタッフ市町村26,予スタッフコード26,予出席フラグ26,予スタッフ市町村27,予スタッフコード27,予出席フラグ27,予スタッフ市町村28,予スタッフコード28,予出席フラグ28,予スタッフ市町村29,  予スタッフコード29,予出席フラグ29,予スタッフ市町村30,予スタッフコード30,予出席フラグ30,実スタッフ市町村01,実スタッフコード01,実出席フラグ01,実スタッフ市町村02,実スタッフコード02,実出席フラグ02,実スタッフ市町村03,実スタッフコード03,実出席フラグ03,実スタッフ市町村04,実スタッフコード04,実出席フラグ04,実スタッフ市町村05,実スタッフコード05,実出席フラグ05,実スタッフ市町村06,実スタッフコード06,実出席フラグ06,実スタッフ市町村07,実スタッフコード07,実出席フラグ07,実スタッフ市町村08,実スタッフコード08,実出席フラグ08,実スタッフ市町村09,実スタッフコード09,実出席フラグ09,実スタッフ市町村10,実スタッフコード10,実出席フラグ10,実スタッフ市町村11,実スタッフコード11,実出席フラグ11,実スタッフ市町村12,実スタッフコード12,実出席フラグ12,実スタッフ市町村13,実スタッフコード13,実出席フラグ13,実スタッフ市町村14,実スタッフコード14,実出席フラグ14,実スタッフ市町村15,実スタッフコード15,実出席フラグ15,実スタッフ市町村16,実スタッフコード16,実出席フラグ16,実スタッフ市町村17,実スタッフコード17,実出席フラグ17,実スタッフ市町村18,実スタッフコード18,実出席フラグ18,実スタッフ市町村19,実スタッフコード19,実出席フラグ19,実スタッフ市町村20,実スタッフコード20,実出席フラグ20,実スタッフ市町村21,実スタッフコード21,実出席フラグ21,実スタッフ市町村22,実スタッフコード22,実出席フラグ22,実スタッフ市町村23,実スタッフコード23,実出席フラグ23,実スタッフ市町村24,実スタッフコード24,実出席フラグ24,実スタッフ市町村25,実スタッフコード25,実出席フラグ25,実スタッフ市町村26,実スタッフコード26,実出席フラグ26,実スタッフ市町村27,実スタッフコード27,実出席フラグ27,実スタッフ市町村28,実スタッフコード28,実出席フラグ28,実スタッフ市町村29,実スタッフコード29,実出席フラグ29,実スタッフ市町村30,実スタッフコード30,実出席フラグ30,訂正追加区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
訪問調査料情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,支所コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,訪問調査回目,シリアル番号,無資格者フラグ,調査委託日,依頼調査実施開始時刻,依頼事業者市町村,依頼調査実施事業者,依頼調査員市町村,依頼調査実施調査員,依頼調査実施場所区分,依頼調査実施場所,依頼認定回数区分,依頼調査区分,依頼在宅区分,依頼支払区分,訪問調査日,調査結果入手日,実績調査実施開始時刻,実績事業者市町村,実績調査実施事業者,実績調査員市町村,実績調査実施調査員,実績調査実施場所区分,実績調査実施場所,実績認定回数区分,実績調査区分,実績在宅区分,実績支払区分,訂正追加区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
主治医意見書料情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,支所コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,意見書回目,シリアル番号,無資格者フラグ,意見書作成依頼日,依頼医療機関市町村,依頼作成医療機関,依頼医師市町村,依頼作成医コード,依頼意見書同意有無,依頼調査区分,依頼在宅区分,依頼支払区分,意見書作成日,意見書入手日,実績医療機関市町村,実績作成医療機関,実績医師市町村,実績作成医コード,実績意見書同意有無,実績調査区分,実績在宅区分,実績支払区分,訂正追加区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
スタッフ単価マスタ管理	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,管理市町村コード,支所コード,スタッフコード,有効期間開始日,有効期間終了日,単価区分,在宅区分,新規区分,審査員区分,所属機関市町村,所属機関コード,シリアル番号市町村,シリアル番号,単価,控除率,履歴番号,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
支払情報管理	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,支所コード,支払予定日,支払対象区分,支払先区分,支払先市町村,支払先コード,支払在宅区分,支払調査区分,支払消費税区分,委託料,その他費用,消費税,診断検査料,控除額,支払金額,支払状態,支払方法,銀行コード,支店コード,口座種別,口座名義人,口座名義人カナ,口座番号,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
支払明細情報管理	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,シリアル番号,支所コード,支払対象区分,支払予定日,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,回目,二次審査日,審査会開始時刻,審査会会場市町村,審査会会場コード,合議体市町村,合議体コード,支払先区分,支払先市町村,支払先コード,支払在宅区分,支払調査区分,支払消費税区分,委託料,その他費用,消費税,診断検査料,控除額,控除率,支払金額,支払確定区分,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
審査員年末調整情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,支払先区分,支払先市町村,支払先コード,対象年,総控除額,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
認定集計情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,支所コード,取込年月日,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,基本生年月日,宛名コード,基本氏名カナ,基本氏名,認定状態区分,認定申請区分,一次審査日,痴呆性高齢者の目印,一次判定指標あり,一次要介護状態区分,二次審査日,審査会会場管理市町村コード,審査会会場コード,審査会開始時刻,審査会管理市町村コード,審査会コード,一次判定結果変更理由,二次要介護状態区分,前回一次審査要介護状態区分,前回二次審査要介護状態区分,審査会意見コード,要介護認定日,認定有効月数,認定有効開始日,認定有効終了日,要介護認定廃止日,訪問委託日,訪問調査日,調査結果入手日,かかりつけ医意見書作成依頼日,かかりつけ医意見書作成日,かかりつけ医意見書入手日,調査委託事業者管理市町村コード,調査委託事業者コード,訪問調査員管理市町村コード,訪問調査員コード,訪問調査在宅区分,意見書在宅区分,意見書新規継続区分,処分延期事由コード,処分延期通知書通知日,所得段階,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG,法改正フラグ
広域連携送受信ログ	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,認定進行フラグ,訪問調査進行フラグ,意見書進行フラグ,審査会進行フラグ,訪問調査ータイムスタンプー日付,訪問調査ータイムスタンプー時刻,意見書ータイムスタンプー日付,意見書ータイムスタンプー時刻,一次判定ータイムスタンプー日付,一次判定ータイムスタンプー時刻,審査会ータイムスタンプー日付,審査会ータイムスタンプー時刻,受給者送受信状態,訪問調査送受信状態,意見書送受信状態,審査会送受信状態,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
広域連携送受信情報	保険者番号,タイムスタンプー日付,タイムスタンプー時刻,市町村コード,被保険者番号,履歴番号,要介護認定申請日,調査回数,認定進行フラグ,訪問調査進行フラグ,意見書進行フラグ,審査会進行フラグ,訪問調査ータイムスタンプー日付,訪問調査ータイムスタンプー時刻,意見書ータイムスタンプー日付,意見書ータイムスタンプー時刻,一次判定ータイムスタンプー日付,一次判定ータイムスタンプー時刻,審査会ータイムスタンプー日付,審査会ータイムスタンプー時刻,受給者送受信状態,訪問調査送受信状態,意見書送受信状態,審査会送受信状態,削除フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
認定異動情報	保険者番号,タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,連携シリアル番号,市町村コード,被保険者番号,要介護認定申請日,調査回数,認定状態区分,認定進行フラグ,訪問調査進行フラグ,意見書進行フラグ,審査会進行フラグ,要介護認定変更区分,要介護認定廃止区分,要介護認定廃止日,職権修正区分,職権修正日,職権修正者管理市町村コード,職権修正者コード,要介護認定申請受理日,要介護認定申請番号,要介護認定申請区分,要介護認定申請理由コード,受付場所コード,要介護担当地区コード,申請者区分,申請者関係コード,申請代行事業者管理市町村コード,申請者宛名コード,申請者氏名,申請者住所,申請者郵便番号,申請者電話番号,入所施設管理市町村コード,入所施設コード,調査時警告フラグ,調査同意日,調査同意書番号,訪問調査希望日1,訪問調査希望日2,訪問調査希望日3,調査実施場所区分,訪問調査回目,調査票回収予定期,調査委託日,訪問調査日,訪問調査開始時刻,調査委託事業者管理市町村コード,調査委託事業者コード,訪問調査員管理市町村コード,訪問調査員コード,調査結果入手日,調査票番号,訪問調査事業者委託カウント,一次判定警告コード,かかりつけ医療機関管理市町村コード,かかりつけ医療機関コード,かかりつけ医管理市町村コード,かかりつけ医コード,かかりつけ医氏名,意見書回目,意見書作成医療機関管理市町村コード,意見書作成医管理市町村コード,意見書作成医コード,意見書作成医区分,意見書診断フラグ,かかりつけ医意見書作成依頼日,意見書作成依頼書通知日,意見書作成依頼書最新発行日,意見書作成依頼書発行回数,意見書回収予定期,診断命令書通知日,かかりつけ医意見書作成日,かかりつけ医意見書入手日,かかりつけ医意見書番号,疾病区分,傷病名,その他意見,一次審查日,一次審查要介護状態区分,二次審查依頼日,二次審查予定期,二次審查日,審查会会場管理市町村コード,審查会会場コード,審査会開始時刻,
委託管理情報	審査会管理市町村コード,審査会コード,審査順番号,一次判定結果,変更理由,二次審查要介護状態区分,審査会意見コード,サービス種類限定フラグ,認定有効月数,要介護認定日,認定有効開始日,認定有効終了日,要介護認定認定理由コード,認定通知書通知日,認定通知書最新発行日,認定通知書最新発行回数,転入前保険者コード,転入前保険者名,転入前被保険者番号,受給資格証明書最新発行日,受給資格証明書通知日,受給資格証明書発行回数,処分延期事由コード,処分延期決定日,認定処理予定期,処分延期通知書最新発行日,処分延期通知書通知日,処分延期通知書発行回数,目標訪問調査依頼日,目標訪問調査票回収日,目標かかりつけ医意見書依頼日,目標かかりつけ医意見書回収日,目標一次審査日,目標二次審査日,目標認定通知日前回要介護認定申請日,前回調査最大回数,前回認定有効月数,前回要介護認定日,前回認定有効開始日,前回認定有効終了日,前回一次審査要介護状態区分,前回二次審査要介護状態区分,前回介護保険審査会要介護状態区分,前回サービス種類限定フラグ,前回訪問調査員管理市町村コード,前回訪問調査員コード,前回意見書作成医管理市町村コード,前回意見書作成医コード,前回合議体管理市町村コード,前回合議体コード,家族介護状態区分,家族介護拡大額,備考,国保連への通知日,認定センタ送信日,要介護認定等基準時間,要介護認定等基準時間合計,中間評価項目第1群,中間評価項目第2群,中間評価項目第3群,中間評価項目第4群,中間評価項目第5群,中間評価項目第6群,中間評価項目第7群,現在の状況,在宅サービス回数1,在宅サービス回数2,在宅サービス回数3,在宅サービス回数4,在宅サービス回数5,在宅サービス回数6,在宅サービス回数7,在宅サービス回数8,在宅サービス回数9,在宅サービス回数10,在宅サービス回数11,在宅サービス回数12,在宅サービス回数13,住宅改修区分,認定全調査項目,寝たきり度,痴呆度,認定異動処理日,認定処理時刻,診断場所,診断開始日,診断終了日,診断開始時刻,診断終了時刻,審査会意見,削除フラグ,処理済フラグ,認定ソフト区分,分類毎基準時間1,分類毎基準時間2,分類毎基準時間3,分類毎基準時間4,分類毎基準時間5,分類毎基準時間6,分類毎基準時間7,分類毎基準時間8,自立度組合せ1,自立度組合せ2,自立度組合せ3,自立度組合せ4,自立度組合せ5,自立度組合せ6,自立度組合せ7,一次判定関連項目,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
委託管理明細情報	保険者番号,タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,委託市町村コード,委託管理番号,委託日,委託先事業者コード,委託件数,取込日,取込時間,取込件数,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
問合せ定義権限情報	タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,市町村コード,被保険者番号,要介護認定申請日,調査回数,レコード作成日,入手日終了日,対象月
問合せ定義基本情報	タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,保険者番号,市町村コード,管理区分,問合せ定義番号,問合せ定義名,問合せ種類,テーブルコード,作成所属コード,作成職員コード,作成権限コード,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
問合せ定義情報	タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,保険者番号,市町村コード,管理区分,問合せ定義番号,識別区分,表示項目コード,表示項目名,集計方法,条件区分,順序番号,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
問合せ定義権限情報	タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,保険者番号,市町村コード,管理区分,問合せ定義番号,権限グループコード,参照権限フラグ,問合せ権限フラグ,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG
汎用統計被保険者情報	タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,保険者番号,市町村コード,被保険者番号,宛名コード,世帯コード,氏名カナ,氏名,通称名カナ,通称名,氏名利用区分,生年月日,年齢,性別,市内外区分,郵便番号,住所,方書,地区コード1,地区コード2,地区コード3,地区コード4,地区コード5,支所コード,住民区分,住民日届出日,住民日異動日,住民日異動事由コード,基本届出日,基本異動日,基本異動事由コード,国籍コード,入国目的コード,在留期間開始,在留期間終了,旧市町村コード,資格異動日,資格取得日,資格喪失日,一号該当日,資格異動事由コード,被保険者区分,被保険者送付先連番,送付先名,送付先郵便番号,送付先住所,送付先住所方書,送付先開始日,送付先終了日,資格届出日,市町村資格取得日,市町村資格喪失日,市町村一号該当日,異動フラグ,被保険者証交付日,被保険者証有効開始日,被保険者証有効終了日,老人保健受給者番号,老人保健取得日,老人保健喪失日,生活保護受給開始日,生活保護受給廃止日,生活保護ケース番号,生活保護受給フラグ,代理納付フラグ,支給停止フラグ,固有年金番号,年金支給開始日,年金支給停止日,入所施設事業者コード,施設入所種別区分,入所施設名,他市町村住所地,施設入所日,施設退所日,旧措置者フラグ,旧措置者終了日,要保護境界層者認定日,要保護境界層者適用開始年月,要保護境界層者適用終了年月,要介護認定申請日,調査回数,認定状態区分,認定申請区分,一次審査日,痴呆性高齢者の目印,一次要介護状態区分,二次審査日,一次判定結果変更理由,二次要介護状態区分,前回一次審査要介護状態区分,前回二次審査要介護状態区分,審査会意見コード,要介護認定日,認定有効月数,認定有効開始日,認定有効終了日,要介護認定廃止日,調査委託事業者市町村,調査委託事業者コード,調査委託事業者名,訪問調査員市町村コード,訪問調査員コード,訪問調査員氏名,かかりつけ医医療機関市町村,かかりつけ医医療機関コード,かかりつけ医医療機関名, かかりつけ医市町村コード,かかりつけ医コード,かかりつけ医氏名,意見書作成医療機関市町村,意見書作成医医療機関コード,意見書作成医医療機関名,意見書作成医市町村コード,意見書作成医医コード,意見書作成医氏名,減免申請日,減免猶予申請事由コード,減免猶予区分,減免猶予決定日,減免猶予事由コード,減免猶予率,減免猶予金額,減免猶予開始日,減免猶予終了日,算定所得段階,標準負担額減額フラグ,一割負担減免フラグ,旧措置者減免フラグ,特定標準負担額減額フラグ,訪問介護減額フラグ,居住サービス区分支給限度額,訪問介護支給限度額,訪問入浴介護支給限度額,訪問看護支給限度額,訪問リハビリ支給限度額,通所介護支給限度額,通所リハビリ支給限度額,福祉用具貸与支給限度額,短期入所生活介護支給限度額,短期入所療養介護支給限度額,特定福祉用具購入支給限度額,住宅改修支給限度額,その他支給限度額,一次判定結果認知症加算,法改正フラグ,特定入所者介護サービス費フラグ,社会福祉法人軽減フラグ,夜間訪問介護支給限度額,認知症通所介護支給限度額,在留資格,在留期間,在留期間の満了の日,二次予防基本チェックリスト回答年月日,二次予防対象者把握区分,二次予防事業対象者区分コード,二次予防判定年月日,二次予防有効期間開始年月日,二次予防有効期間終了年月日,二次予防判定地域包括支援センター,二次予防介護地区コード,総合事業区分支給限度額,総合事業訪問型予防支給限度額,総合事業通所型予防支給限度額,総合事業生活支援ー配食支給限度額,総合事業生活支援ー見守り支給限度額,総合事業生活支援ーその他支給限度額,総合事業ケアマネジメント支給限度額,総合事業予防訪問入浴支給限度額,総合事業予防訪問看護支給限度額,総合事業予防訪問リハ支給限度額,総合事業予防通所リハ支給限度額,総合事業予防福祉貸与支給限度額,総合事業予防短期生活支給限度額,総合事業予防短期老健支給限度額,総合事業予防短期医療支給限度額,総合事業予防療養管理支給限度額,総合事業予防特定施設支給限度額,総合事業予防認知通所支給限度額,総合事業予防多機能型支給限度額,総合事業予防認知症型支給限度額,総合事業予防認知短期支給限度額,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG

テーブル名	格納情報
汎用統計保険料情報	<p>タイムスタンプ日付,タイムスタンプ時刻,保険者番号,市町村コード,被保険者番号,宛名コード,氏名カナ,氏名,生年月日,年齢,性別,郵便番号,住所,方書,賦課年度,調定年度,徴収方法区分,徴収形態区分,当初賦課期日,賦課期日,賦課更正事由コード,賦課更正日,資格異動フラグ,世帯構成異動フラグ,本人所得異動フラグ,世帯所得異動フラグ,生保異動フラグ,老福異動フラグ,境界層異動フラグ,強制設定異動フラグ,減免異動フラグ,天引不能異動フラグ,算定所得段階,算定所得額,減免額,差引保険料額,賦課処理日,本算定特徴フラグ,特徴仮徴収期別保険料額,回送市町村コード,特別徴収義務者コード,年金保険者名,基礎年金番号,年金コード,住民税課税区分,合計所得金額,生活保護受給フラグ,生保受給開始日,生保受給廃止日,老齢福祉年金受給フラグ,老福年金支給開始日,老福年金支給停止日,境界層適用開始年月,境界層適用終了年月,減免申請日,減免猶予申請事由コード,減免猶予区分,減免猶予決定日,減免猶予事由コード,減免猶予率,減免猶予金額,減免猶予開始日,減免猶予終了日,一次要介護状態区分,二次要介護状態区分,期別一期1,期別一調定更正日1,期別一保険料額1,期別一収納金額1,期別一延滞金額1,期別一督促手数料額1,期別一納期限1,期別一処分管理区分1,期別一処分管理日1,期別一処分管理理由区分1,期別一最終領収日1,期別一督促促納期限1,期別一調定月1,期別一不納欠損額1,期別一分納フラグ1,期別一期2,期別一調定更正日2,期別一保険料額2,期別一収納金額2,期別一延滞金額2,期別一督促手数料額2,期別一納期限2,期別一処分管理区分2,期別一処分管理日2,期別一処分管理理由区分2,期別一最終領収日2,期別一督促納期限2,期別一調定月2,期別一不納欠損額2,期別一分納フラグ2,期別一期3,期別一調定更正日3,期別一保険料額3,期別一収納金額3,期別一延滞金額3,期別一督促手数料額3,期別一納期限3,期別一処分管理区分3,期別一処分管理日3,期別一処分管理理由区分3,期別一最終領収日3,期別一督促納期限3,期別一調定月3,期別一不納欠損額3,期別一分納フラグ3,期別一期4,期別一調定更正日4,期別一保険料額4,期別一収納金額4,期別一延滞金額4,期別一督促手数料額4,期別一納期限4,期別一処分管理区分4,期別一最終領収日4,期別一督促納期限4,期別一調定月4,期別一不納欠損額4,期別一分納フラグ4,期別一期5,期別一調定更正日5,期別一保険料額5,期別一収納金額5,期別一延滞金額5,期別一督促手数料額5,期別一納期限5,期別一処分管理区分5,期別一処分管理日5,期別一処分管理理由区分5,期別一最終領収日5,</p> <p>期別一督促納期限5,期別一調定月5,期別一不納欠損額5,期別一分納フラグ5,期別一期6,期別一調定更正日6,期別一保険料額6,期別一収納金額6,期別一延滞金額6,期別一督促手数料額6,期別一納期限6,期別一処分管理区分6,期別一処分管理日6,期別一処分管理理由区分6,期別一最終領収日6,期別一督促納期限6,期別一調定月6,期別一不納欠損額6,期別一分納フラグ6,期別一期7,期別一調定更正日7,期別一保険料額7,期別一収納金額7,期別一延滞金額7,期別一督促手数料額7,期別一納期限7,期別一処分管理区分7,期別一処分管理日7,期別一処分管理理由区分7,期別一最終領収日7,期別一督促納期限7,期別一調定月7,期別一不納欠損額7,期別一分納フラグ7,期別一期8,期別一調定更正日8,期別一保険料額8,期別一収納金額8,期別一延滞金額8,期別一督促手数料額8,期別一納期限8,期別一処分管理区分8,期別一処分管理日8,期別一処分管理理由区分8,期別一最終領収日8,期別一督促納期限8,期別一調定月8,期別一不納欠損額8,期別一分納フラグ8,期別一期9,期別一調定更正日9,期別一保険料額9,期別一収納金額9,期別一延滞金額9,期別一督促手数料額9,期別一納期限9,期別一処分管理区分9,期別一処分管理日9,期別一処分管理理由区分9,期別一最終領収日9,期別一督促納期限9,期別一調定月9,期別一不納欠損額9,期別一分納フラグ9,期別一期10,期別一調定更正日10,期別一保険料額10,期別一収納金額10,期別一延滞金額10,期別一督促手数料額10,期別一納期限10,期別一処分管理区分10,期別一処分管理日10,期別一処分管理理由区分10,期別一最終領収日10,期別一督促納期限10,期別一調定月10,期別一不納欠損額10,期別一分納フラグ10,期別一期11,期別一調定更正日11,期別一保険料額11,期別一収納金額11,期別一延滞金額11,期別一督促手数料額11,期別一納期限11,期別一処分管理区分11,期別一処分管理日11,期別一処分管理理由区分11,期別一最終領収日11,期別一督促納期限11,期別一調定月11,期別一不納欠損額11,期別一分納フラグ11,期別一期12,期別一調定更正日12,期別一保険料額12,期別一収納金額12,期別一延滞金額12,期別一督促手数料額12,期別一納期限12,期別一処分管理区分12,期別一処分管理日12,期別一処分管理理由区分12,期別一最終領収日12,期別一督促納期限12,期別一調定月12,期別一不納欠損額12,期別一分納フラグ12,履歴番号,異動所属コード,異動職員コード,異動PID,データ作成日,データ作成時刻,データ作成PG</p>

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先		法改正に伴い、提供先のうち、旧別表第2項番1、5、30、126、152を削除、主務省令第2条の表の項番108、161を追加	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバーラック内のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <略>	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバーラック内のサーバーに保管し、一部のものは記憶媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <略><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	.特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 .特定個人情報の目的外利用を禁止する。 .特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 .情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 .漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 .作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 .特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 .従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 .個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 .必要があれば、本市職員が現地調査する。 .再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	.特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 .特定個人情報の目的外利用を禁止する。 .特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 .特定個人情報の外部への持ち出しが、委託業務実施場所以外への持ち出しが禁止する。 .情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 .漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 .作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 .特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 .従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 .個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 .必要があれば、本市職員が現地調査する。 .再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	.契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 .必要があれば、本市職員が現地調査する。	<略> .介護保険システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 .介護保険システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	事前	

令和6年12月26日	<p><b>III リスク対策</b></p> <p><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b></p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクに対する措置</p>	<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に特定個人情報を保管させない。</li> <li>・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。</li> </ul> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。</li> <li>・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。</li> <li>・必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> </ul> <p>&lt;委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用支援に係る委託作業において、受託者が印刷作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。</li> </ul>	<p>&lt;委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。</li> <li>・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行なう場合は暗号化を行う。</li> </ul> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。</li> <li>・介護保険システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・介護保険システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。</li> </ul>	事前	
令和6年12月26日	<p><b>III リスク対策</b></p> <p><b>7. 特定個人情報の保管・消失</b></p> <p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</p> <p>&lt;停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</p> <p>&lt;火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</p> <p>&lt;ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</p> <p>&lt;定期的にバックアップを行う。</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</li> <li>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</li> <li>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</li> <li>・介護保険システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</li> <li>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</li> <li>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況（バックアップ実施等）等について確認を行い、システムの適切</li> </ul>	事前	
令和7年9月5日	<p><b>II 特定個人情報ファイルの概要</b></p> <p><b>2. 基本情報</b></p> <p>④記録される項目</p> <p>その妥当性</p>	<p>・4情報: 保険料賦課を正確に行なうために必要</p>	<p>・5情報: 保険料賦課を正確に行なうために必要</p>	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	<p><b>II 特定個人情報ファイルの概要</b></p> <p><b>6. 特定個人情報の保管・消失</b></p> <p>保管場所 ※</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理制度が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	<p><b>IV V 開示請求</b></p> <p>1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> <p>①請求先</p>	<p>金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348</p>	<p>金沢市総務局文書法制課文書法制係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348</p>	事後	重要な変更項目でないため